

はじめに

1 計画策定の趣旨

岐阜県立国際園芸アカデミー（以下「本学」という。）は、花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造することを目的に、平成16年4月に開学した学校教育法に基づく修業年限2年の「専修学校」である。

平成30年2月には、企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組んでいることが認められ、「職業実践専門課程（園芸系専門課程）」として文部科学大臣から認定を受けており、平成30年度入学の学生からは本学マイスター科を修了すると「職業実践専門課程専門士（園芸系専門課程）」の称号が付与される。

本学では令和元年度末までに279人（マイスター科）の学生が卒業し、就農あるいは生産法人、生花園芸店、造園関係業へ就職するなど、花と緑の産業を現場で支える担い手として県内外で活躍している。

また、県民に開かれた学校として、家庭で楽しむ花と緑の栽培・管理や花飾りをはじめ、園芸福祉や環境、近接する花フェスタ記念公園を活用したバラに関する知識・技術の習得などを目的とした専門講座や、花と緑の産業に携わる方を対象とした生産、流通、販売、装飾などの実務能力向上講座を実施し、受講者は令和元年度末までに延べ1万4千人を超えるなど生涯学習部門にも力を入れている。

本学の運営に関しては、開学以来、「国際園芸アカデミー検討委員会」（平成21年設置）、「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」（平成30年設置）、「国際園芸アカデミー有識者会議」（令和元年設置）による意見等を踏まえ、運営向上に努めてきたところである。

国際的市場開放の動き、超少子高齢化など農業を取り巻く状況が激変する中、学生の確保、教育水準の向上、就職指導の強化など本学が直面する課題に機動的に対応するとともに、時代のニーズにあった学校運営の推進及び向上を図るため、令和2年度から当面5年間を計画期間とする「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」は、本学が直面する課題に機動的に対応するため、教職員が一丸となって、目標達成に向かうための計画である。また、社会情勢の変化や、県民や花と緑の産業界等の意向などに的確に対応するとともに、令和3年度からを計画期間とする新たな「ぎふ農業・農村基本計画」、「清流の国ぎふ花き振興計画」（第2期）や「国際園芸アカデミー有識者会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととする。

3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで

4 計画の推進と管理

本学の課題の把握と対応すべき施策を広く県民や企業、業界団体、行政等と連携を図りながら推進することが重要であり、その効果を検証し新たな施策へとつなげていく。

「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」に基づく学校運営の進行管理については、毎年度、国際園芸アカデミー学校関係者評価委員会において評価をいただき、学校関係者評価報告書としてホームページで公表する。

I 国際園芸アカデミーの概要

1 設置

本学は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」（平成15年7月10日条例第40号）で設置した教育機関であり、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第124条に基づく「専修学校」である。

また、平成30年2月には「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規則」（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣から「職業実践専門課程（園芸系専門課程）」の認定を受けている。

2 管理運営

本学の管理運営事務については、「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」の改正及び廃止に関すること及び「岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則」（平成15年岐阜県教育委員会規則第8号）の改正及び廃止に関することを除くすべての事務が岐阜県農政部長に委任されている。

「岐阜県立国際園芸アカデミー処務規程」により、本学の管理者である岐阜県農政部長の権限の一部を学長に委任し管理運営している。

3 施設概要

設置場所	岐阜県可児市塩1094-8		
施設面積	7,670㎡（敷地全体 15,000㎡） 別に花フェスタ記念公園内に実習フィールド（約1,100㎡）あり		
◆校舎建物			
本館	①	（木造2階建て）	1棟 995㎡
研修教育棟	②	（木造一部RC平屋建て）	1棟 696㎡
実習棟	③	（木造平屋建て）	1棟 259㎡
◆実習エリア			
温室等栽培実習施設	④		10棟 1,900㎡
花壇・実習園他	⑤		3,820㎡





本 館



研 修 教 育 棟



実 習 棟



花フェスタ記念公園内実習フィールド

4 基本理念

「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」

「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」では、花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造するために本学を設置するとしており、基本理念は「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」である。

5 基本方針

「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」

- ①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校
- ②花と緑の産業と連携した実践重視の学校

本学は、花と緑の産業に関する幅広い知識と実践的な技術を修得し、産業界の中核となって活躍できる人材を育成すること及び地域に密着した実践的な教育活動を重視し、産業界との密接な連携により、社会に貢献できる人材を育成するための学校であることから、基本方針は「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」＜①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校、②花と緑の産業と連携した実践重視の学校＞である

6 教育目標

「花と緑に関する高度な知識と技術を持ち、産業を現場で支える担い手として活躍する実務者（マイスター）の育成」を教育目標としている。

7 教育の特徴

① 実践重視のカリキュラム

座学において理論を自分のものとして理解を深める一方、その知識、技術を実習により実践力へ高めるカリキュラムを編成し、さらに職場体験実習（インターンシップ）を導入し、現場での実務を体験することで社会性、職業意識を身に付け即戦力となる人材育成に努めている。

② 少数濃密指導

少人数の定員に対し、充実した教員を配置するとともに、園芸業界など第一線で活躍されている人材を講師に迎え、業界の先端を学ぶ授業を行っている。また、担任教員を配置し、学生のような相談にも対応して、健全で充実した学生生活を支援している。

8 組織

「岐阜県立国際園芸アカデミー学則」（平成15年10月1日制定）により、本学の組織として、「人材育成部門」及び「生涯学習部門」を置いている。

人材育成部門には「マイスター科」を置き、修業年限は2年、修了要件となる授業時数は1,800時間である。マイスター科には「花き生産コース」、「花き装飾コース」、「造園緑化コース」を置き、学生は第1学年後学期（10月1日）からいずれかのコースを専攻する。

第1学年前学期では幅広く各コースの授業を受講し、基礎となる「花と緑」の知識や技術を総合的、横断的に学ぶ。第1学年後学期からは専攻分野の授業を中心に受講し、高度な専門性を修得しつつ、第2学年には卒業研究・卒業制作に取り組む。

生涯学習部門では、県民や業界のニーズに応え、花と緑の産業の発展を推進するための専門講座及び実務能力向上講座を開設している。

【人材育成部門】

区 分	入学 定員	総定員	修業 年限	修了 授業時数
マイスター科	20人	40人	2年	1,800時間

【生涯学習部門】

区 分
専門講座
実務能力向上講座

3コースの概要

花き生産コース：花きの生産技術や、生産現場のマネジメント方法等について学ぶ
花き装飾コース：フラワーデザインなどの花き装飾技術や植物の管理方法等について学ぶ
造園緑化コース：造園・緑化に関するデザイン、設計、施工管理技術等について学ぶ

9 3つの方針（DP、CP、AP）

本学の基本理念である「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」に基づく充実した教育活動を展開することにより、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成するため、3つの方針を定めている。

卒業認定の方針：DP（ディプロマ・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、次の資質・能力を身に付けた学生に対して卒業を認定し、「職業実践専門課程専門士（園芸系専門課程）」の称号を授与します。

- ① 幅広い教養を身に付け、広い視野に立ち、物事に対して公正な判断をすることができる。
- ② 幅広い専門的知識と創造的な技能、優れた経営感覚を身に付け、社会における諸問題の解消のためにその知識・技能を活用することができる。
- ③ 社会における課題探求と問題解決の能力を修得し、主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、ともに成長することができる。

教育課程の編成・実施に関する方針：CP（カリキュラム・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、教育目標を達成し、称号授与方針に示す資質・能力を身に付けさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ① 教育課程において、基礎教育科目、専門教育科目、応用教育科目、研究教育科目を段階的に学習できるよう体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・技能を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ② 演習や実習科目を中心に能動的学習要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ③ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学習行動調査や国際的な評価制度（GPA）の導入、修得時間数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。
- ④ 開講科目については、シラバスにより授業計画、学習到達目標、成績評価基準などを明確にし公表する。

入学者の受入れの方針：AP（アドミッション・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、高等学校等における学習を通じて、次のような資質・能力を身に付けている人を受け入れます。

- ① 専門学校での学修の基礎となる高等学校における各教科の基本事項を修得している。
- ② 学修成果を社会で活かすという目的意識がある。
- ③ 専門学校在学中だけでなく、卒業後も学び続ける意欲がある。
- ④ モラルがあり、基本的な態度や礼儀（言動や身だしなみなど）が身についている。
- ⑤ 基本的な生活習慣（体調管理、時間管理など）が身についている。
- ⑥ 他者を思いやり、協調性を重んじる人

※3つの方針を定め、公表することは、大学においては学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）により義務となっている。本学は専修学校であり義務となっていないが、体系的で組織的な教育活動等を展開する上で重要な役割を担うものであり、大学に準じて定め、公表している。

Ⅱ 開学からの経緯

1 沿革

花づくりはもとより「海外と直結した情報・交流の拡大」、「関連分野の裾野の拡大」、「時代の産業を担う優秀な人材への要望の高まり」などと人材育成の機運が高まる中、平成13年5月に「岐阜県園芸学校（仮称）構想検討委員会」の設置、平成14年8月には「開学準備委員会」が設置され、平成16年4月に、世界に通用するプロダクトデザイナー（上級マイスター科）、花と緑の産業発展に寄与するマイスター（マイスター科）を育成する「岐阜県立国際園芸アカデミー」が開学した。

2 運営等の見直し

平成16年の開学以来、平成21年の「岐阜県行財政改革指針」で抜本的に見直しの内容を検討する施設に位置付けられ、「国際園芸アカデミー検討委員会」による検討を踏まえ、平成22年2月「岐阜県行財政改革アクションプラン」で平成23年度から上級マイスター科新規学生募集の停止が明記され、平成25年3月上級マイスター科を廃止した。

また、本学の基本方針を①「世界に通用する学校」、②「岐阜県独自の学校」、③「産業発展に寄与する学校」から、「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」＜①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校、②花と緑の産業と連携した実践重視の学校＞に見直した。

3 運営計画に基づく取り組み成果

平成23年2月、上級マイスター科の廃止や新たな基本方針を受け、業界ニーズに応える人材の育成を実践するため「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」を策定した。

学校教育法等の改正により、「自己評価」及び「学校関係者評価」の実施・結果の公表に関する努力義務が課され、本学においては平成28年2月に「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」を制定し、自己評価、学校関係者評価を平成27年度の学校運営等から実施し、ホームページでの公表を開始した。

平成29年4月から学内組織を改正し、平成30年2月には企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組んでいることが認められ、「職業実践専門課程（園芸系専門課程）」として文部科学大臣から認定を受けた。

平成30年4月には、実践的な授業を実施するため、花フェスタ記念公園内に庭園、花壇、園芸福祉エリアの実践フィールドを設置した。

平成31年4月からは、学生の自主的な学習意欲を向上させるため、マイスター科の修了に必要な授業時間数を2,100時間から1,800時間に削減するとともに、「職業園芸人」として第一線で活躍できる人材を育成するためのカリキュラムの見直し、民間企業との連携などを実施した。

<開学からの経緯>

年 月		概 要
平成13(2001)年	5月	「岐阜県園芸学校（仮称）構想検討委員会」の設置
平成14(2002)年	8月	「国際園芸アカデミー開学準備委員会」の設置
平成15(2003)年	7月	「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」の公布
	8月	「岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則」の公布
平成16(2004)年	4月	「岐阜県立国際園芸アカデミー」の開学 ◇基本理念 「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」 ◇基本方針 ①「世界に通用する学校」 ②「岐阜県独自の学校」 ③「産業発展に寄与する学校」
平成20(2008)年	4月	マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減 2,400時間→2,100時間
平成21(2009)年	3月	「岐阜県行財政改革指針」で抜本的に見直しの内容を検討する施設
	4月	「国際園芸アカデミー検討委員会」（平成21年2月設置）による報告書
平成22(2010)年	2月	「岐阜県行財政改革アクションプラン」で平成23年度から上級マイスター科新規学生募集の停止を明記 基本方針の見直し ◇見直し後の基本方針 「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」 ①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校 ②花と緑の産業と連携した実践重視の学校
	4月	上級マイスター科募集停止
平成23(2011)年	2月	「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」の策定
平成25(2013)年	3月	上級マイスター科廃止
平成30(2018)年	2月	職業実践専門課程（園芸系専門課程）として文部科学省から認定
	4月	花フェスタ記念公園実習フィールド設置（面積約1,100㎡） ※庭園、花壇、園芸福祉エリアを設置し、学生の実習に活用
	5月	「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」の設置
平成31(2019)年	3月	「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」の策定
	4月	マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減 2,100時間→1,800時間
令和1(2019)年	9月	国際園芸アカデミー有識者会議の設置
令和2(2020)年	9月	国際園芸アカデミー有識者会議WGの設置 ①花と緑の振興センターWG ②教育環境の充実WG

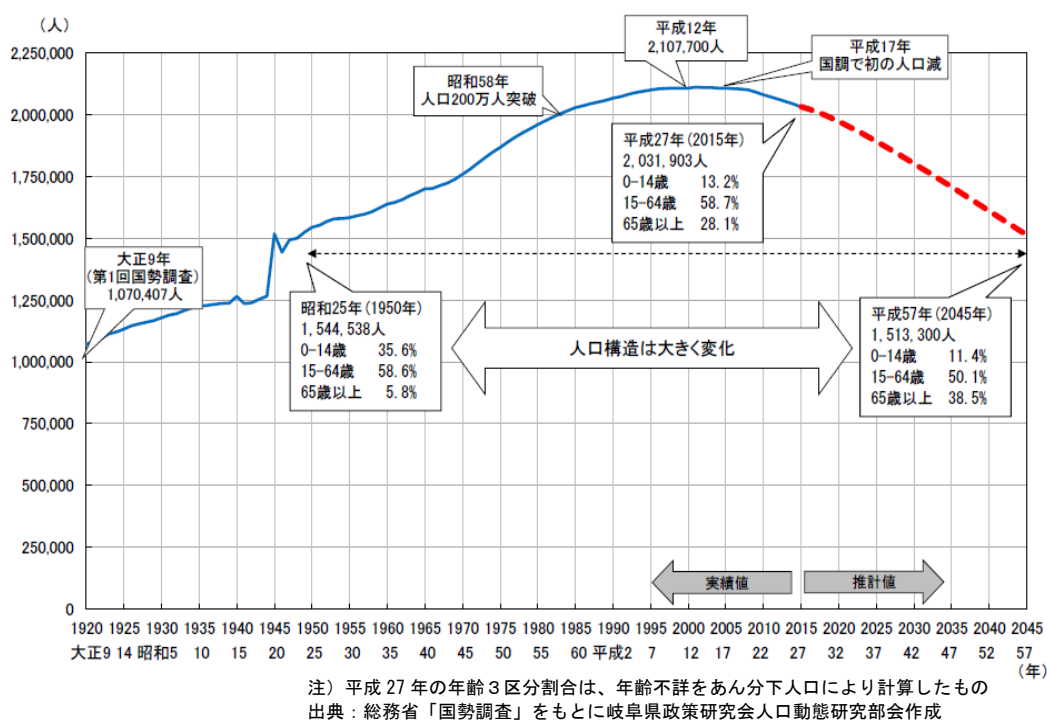
Ⅲ 国際園芸アカデミーを取り巻く現状と課題

1 社会的背景

本県の人口は平成30（2018）年9月、35年ぶりに200万人を割り込んだ。人口減少は更に進み、今後10年間で毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれる。

現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、2045年に151万人程度へ減少すると推計される。この数字は昭和25（1950）年の人口とほぼ同じであるが、当時総人口の36%を占めていた年少人口（0～14歳）が11%に減る一方、10%に満たなかった老年人口（65歳以上）の割合が39%に上昇し、総数は同じでも構造は「超少子高齢化」となると予測される。

本県では、平成20（2008）年度に、当時は余り注目されていなかった人口減少、少子高齢化に着目した「岐阜県長期構想」を策定し、全国に先駆けて人口減少時代への挑戦を開始した。また、今後10年間の展望を踏まえ、一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指し、今後5年間の政策の方向性を示した「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を平成31（2019）年度からスタートし、人口減少の進行に応じた対策を実施している。



岐阜県の人口の推移と将来の見通し

生産年齢人口の減少の中、地域経済の縮小や人手不足の問題が顕在化しており、地域産業を担い、実践的に活躍していく人材を各分野において養成し、そのための職業教育を充実していくことが重要となる。専修学校はこれまでも多様な分野において産業界等のニーズに即応し職業に直結する教育を行い、各地域で活躍するプロフェッショナル人材を養成してきており、今後もその機能を強化・充実していくことが求められる。

また、学習ニーズが多様化する中、既卒者が職業に必要な能力を身に付けるために再入学したり、大学等の現役学生が資格取得等を目指し「ダブルスクール」で学んでいたりと、経済的に厳しい家庭の生徒・学生等も多く在学しており、学び直し場として、多様な職業の選択肢を提供する学びのセーフティネットとしての役割を果たすことが重要である。

2 花と緑の産業の現状

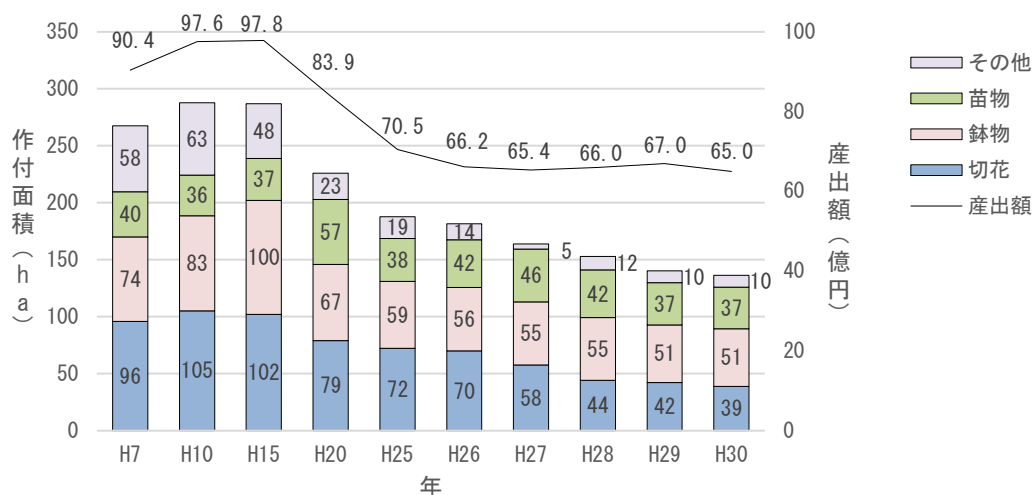
(1) 花き（生産、流通）

花や緑は癒しや安らぎをもたらすとともに、他人に贈ることで気持ちを伝えたり、来訪者へおもてなししたり、世話することが生きがいや喜びになるという効果・効用はこれからの社会において欠かすことができないものであり、これら花や緑に関する伝統と文化が県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

しかし、本県の花き産出額は本学開学の平成16(2004)年には97億円あったが、平成30(2018)年には65億円と減少し、花・植木小売業の売り上げも平成16(2004)年に151億円あったが、平成28(2016)年には68億円まで減少している。

このような状況の中、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とした「花きの振興に関する法律」が平成26(2014)年6月に公布され、同年12月に施行された。

本県では、県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とした「岐阜県花きの振興に関する条例」を平成26(2014)年10月に施行し、平成28(2016)年度から5年間を計画期間とした「清流の国ぎふ花き振興計画」により花きの生産振興及び担い手の育成等を推進しているところである。



岐阜県の花き作付面積及び産出額の推移（県調査）

(2) 公園緑地

本県における都市公園等の設置個所数及び開設面積は、平成31(2019)年3月には1,455箇所、2,030haであり、県民一人あたりの都市公園面積は11.0㎡となっている。全国レベルで見ても量的には充足しているものの、維持管理運営が伴わず、利活用の推進や民間活力の導入といった質的な向上には至っていない。

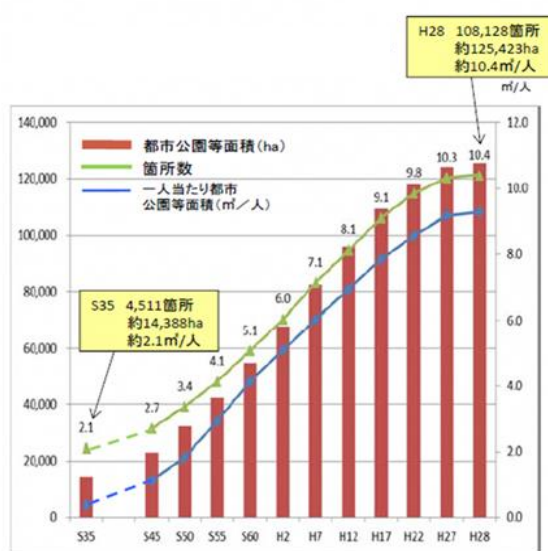
国土交通省は、平成26(2014)年11月に新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会を設置し検討を行った。これからの緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべきであり、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視していくことが必要であると提言され、その推進が求められている。

平成29(2017)年6月の法改正により、都市公園の再生・活性化（都市公園法等）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法等）について、新たな制度が創設され、これらの制度に対応したみどりの施策展開が必要となっている。

さらに、令和元(2019)年7月には国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表された。この戦略において、グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・

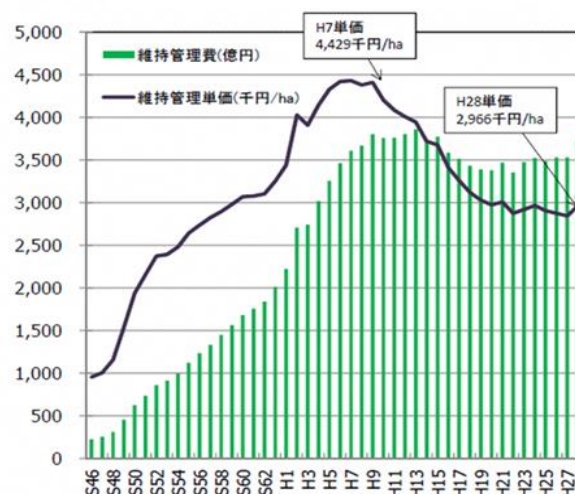
都市・地域づくりを進める取り組みとされており、この取り組みを行政だけでなく、地域住民や民間企業などの多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが狙いとされている。

また、平成 27(2015)年 9 月、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。この総会において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（行動目標）からなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下、「SDGs」という。）が設定された。今後はこれらの実践に向けた対応が求められている。



出典：国土交通省 都市局公園緑地・景観課「都市公園データベース」

都市公園等面積の推移



出典：平成28年度都市公園等整備現況調査(平成28年 国土交通省)より作成

都市公園等面積の維持管理費の推移

3 課題

将来に向けて産業界のニーズや県民の期待に応える本学の持続性が図られるためには、課題をなお多く抱えている状態を改革していく努力を一步一步確実に進めなければならない。

本格的な人口減少社会が到来している中、優秀な人材をいかに確保し育てるか、「実践技術を身に付けた人材の育成」が必要である。入口段階での1学年定員20人の継続的な確保と出口段階での就職指導の強化が必要であるとともに、特に教員は異動がない状況では活性化が図られず教育者としての指導力の低下が課題であり、資質向上等による教育水準の向上を図る必要がある。

花と緑に関心を持つ人々を増やし、共同作業による仲間づくりや人との関わりあいを作る機会を創出するため、生涯教育・生涯学習の場の提供を行うなど「花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進」に力を入れていくことが必要である。

本学施設の保全や最新技術の導入、新型コロナウイルス感染症防止対策としてのオンラインによる遠隔授業実施体制の整備など、「よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実」が必要である。

また、市町村や民間企業との連携・協力協定の締結による相互発展など、「時代のニーズにあった学校運営」を推進していく必要がある。

さらに、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、達成に向けた取り組みの適切さ等について学生アンケートや学校評価・公表を行うことで「組織的・継続的な改善」を図る必要がある。

IV 新たな視点

平成 23 年 2 月、上級マイスター科の廃止や新たな基本方針を受け、業界ニーズに応える人材の育成を実践するため「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」を策定し、学校評価の実施・公表、花フェスタ記念公園実習フィールドの整備、マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減など成果を上げてきたが、花と緑の産業の情勢は目まぐるしく変化している。

このような中、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県農業大学校における教育水準の向上、国際交流を含めた産学協働の体制整備、市町村との連携、生涯教育など、各学校が共通の課題を洗い出し、更なる運営向上を図るため、平成 30 年 5 月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」が設置された。

検討会の意見等を踏まえ、平成 31 年 3 月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」が策定された。

○「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」の概要

● 目標

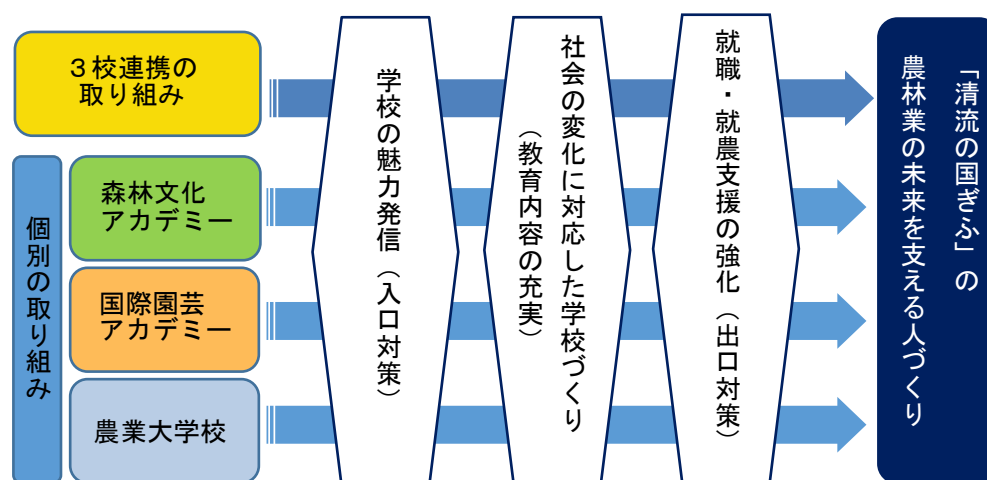
「清流の国ぎふ」の農林業の未来を支える人づくり
～地域の暮らしを支え、業界をリードする人材を育成する～

● 方向性

- ・社会情勢の変化にも対応でき、実践的に活躍できる人材を育成する。
- ・3校が個別の取組みにおいてそれぞれの特徴を磨きあげるとともに、相乗効果を発揮するために連携強化を図る。
- ・AI、IoT、ロボット技術による Society5.0 の実現、SDGs の達成など、国を挙げた目標を踏まえながら取り組む。

3つの取組み方針

- 1 学校の魅力発信（入口対策）
- 2 社会の変化に対応した学校づくり（教育内容の充実）
- 3 就職・就農支援の強化（出口対策）



● 進捗管理

- ・毎年度、「農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」にプランの進捗を報告し、必要に応じプランを修正する。

「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」に基づき、平成31年度から、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県農業大学校の3校が連携した小中学生と保護者を対象にした3校見学ツアーやホームページの改修、教員の相互派遣授業の実施など、直面する課題に機動的に対応するための施策を実施し、運営向上に努めている。

「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」において、「国際園芸アカデミーを花フェスタ記念公園に移転し、公園管理も実践として学んでもらえるようになると良い」、「国際園芸アカデミーや農業大学校は民間との連携が十分でない。コンソーシアムを作って取り組んではどうか」などの意見が出され、新たな国際園芸アカデミーへの変貌を目指し、「国際園芸アカデミー有識者会議」が令和元年9月に設置された。

「国際園芸アカデミー有識者会議」は、教育方針や基本コンセプト等あるべき姿を協議し、時代の変革に機動的に対応できる人材育成機関となるべく、基本構想策定に向けて議論が進められているが、令和2年9月に2つのWG（ワーキンググループ）が設置された。「花と緑の振興センターWG」では企業と連携した担い手の育成と産業の振興のための「（仮称）清流の国ぎふ花と緑の振興センター」及び業界の壁を越えた花と緑の産業振興のための「（仮称）ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」の設置が議論されている。また、「教育環境の充実WG」では花フェスタ記念公園における実習棟の再整備による学習環境の向上や、直売施設の新設によるコミュニケーション能力とマーケティング能力の向上等について議論されており、これらを踏まえ、本学における教育改革を今後も進めていく。

V 基本目標（目指す姿）

国際園芸アカデミーを取り巻く現状と課題や新たな視点を踏まえ、国際園芸アカデミーが目指すべき姿である基本目標や運営方針、目標指標を定め、目標の達成に向けた施策を実施していく必要がある。

目指すべき基本目標については、「人材育成部門」と「生涯学習部門」の2つを柱において定めることとした。

1 人材育成部門

教員と学生との強固な信頼関係により「現場に直結した教育」を行い、「経営感覚」の優れた人材、「社会性、職業意識を身に付けた即戦力」となる人材を育成する。

2 生涯学習部門

県民に向けて「園芸技術の習得及び向上」により「『花と緑』のまちづくり」に寄与する。

VI 運営方針及び施策の推進

課題を解決するための学校教育振興に係る5つの運営方針と推進すべき施策をまとめた。

<5つの運営方針と施策の体系>

1 実践技術を身に付けた人材の育成

- (1) 学生の確保
 - <マイスター科>
 - ① 受験生の勧誘
 - ② 広報媒体等を活用したPRの実施
 - ③ 農業高校等との連携強化
 - <科目等履修生及び研究生>
 - ④ 科目等履修生及び研究生制度の周知
- (2) 教育水準の向上
 - ① 職業教育の質の保証・向上
 - ② 海外の園芸協会等民間団体や大学との連携推進
 - ③ 技能検定等資格取得率の向上
 - ④ 学生への支援
 - ⑤ 社会貢献・地域貢献
- (3) 就職指導の強化
 - ① 就職率100%の達成
 - ② 産学連携体制の構築

2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

- (1) 社会人教育及び生涯学習講座の充実
- (2) <再掲>科目等履修生及び研究生制度の周知

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

- (1) 設備の保全と充実
- (2) 休学・退学者を出さない取組みの強化
- (3) 防災、危機管理体制の強化
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

- (1) 教職員体制
- (2) 運営体制
- (3) 働き方改革
 - ① 時間外勤務の縮減
 - ② 年次休暇の取得促進
- (4) 予算執行の適正化と経費の縮減
- (5) 市町村・企業との連携・協力協定締結による人材育成と地域貢献
- (6) 各種審議会等委員への参画による地域貢献

5 学校評価による組織的・継続的な改善

学校評価の概要

- (1) 経緯
- (2) 学校評価の目的
- (3) 学校評価により期待される効果
- (4) 評価及び評価項目
- (5) 評価結果

1 実践技術を身に付けた人材の育成

(1) 学生の確保

<マイスター科>

マイスター科の1学年の定員は20人であり、平成16年度の開学から令和2年度までの17年間の定員合計340人に対し、入学実績は344人である。しかし、平成20年度は15人、平成24年度は14人、令和2年度は17人など、8か年で定員である20人を下回っている。出願者数を募集人数で割った入試倍率は、平成30年度入学時の1.80倍が最高で、17年間での平均は1.20倍となっている（図1）。

年度別の入学者数は、平成16年度と平成30年度入学者数が26人と最も多かった（図2）。

また、17年間の入学生344人のうち農業高校出身者は214人（62.2%）であり、うち県内の農業高校出身者は137人（39.8%）で、本学は県内農業高校の重要な進学先となっている

（図3）。出身地は県内が208人（60.5%）、県外が136人（39.5%）（図4）、性別では男性は123人（35.8%）、女性は221人（64.2%）である（図5）。

マイスター科での2年間の授業料等の費用は、専攻コース等により異なるが約100万円である（表1）。

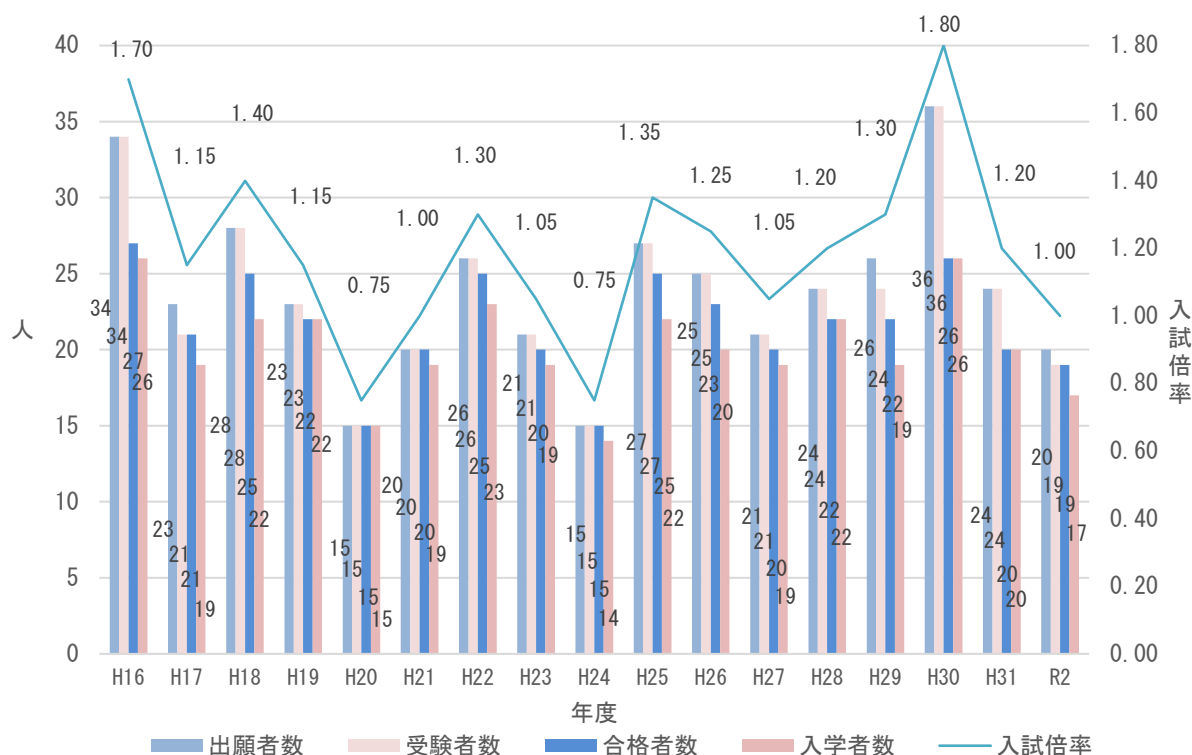


図1 マイスター科入学生の状況

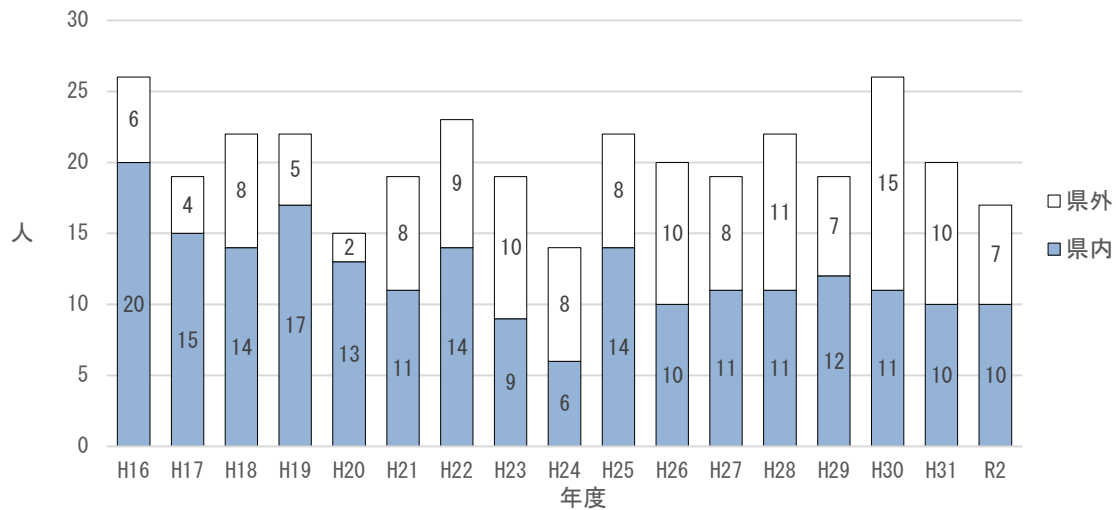


図2 年度別入学者数と出身地

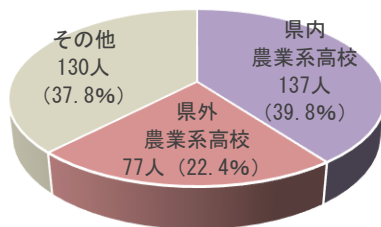


図3 入学者の出身校

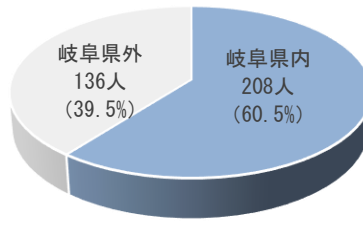


図4 入学者の出身地

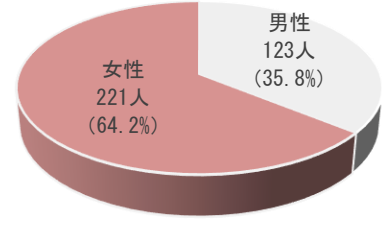


図5 入学者の男女比

表1 マイスター科（2年間）の入学金及び在学中の費用（令和2年4月1日現在）

区 分	金 額	備 考
入学試験料	17,000円	
入学金	169,200円	
授業料（年間）第1学年	118,800円	年2回に分けて1/2ずつ納入
授業料（年間）第2学年	118,800円	年2回に分けて1/2ずつ納入
教材費・実習費（実費）	約15～30万円	専攻コース等により金額は異なる
海外視察研修費用	約35万円	英国、第2学年前学期
合 計	約100万円	専攻コース等により金額は異なる

課題

- 1学年定員20人を継続して満たし、優秀な人材を確保していくため、令和2年3月からリニューアルしたホームページやその他の広報媒体を活用し、本学の魅力について積極的にPRを行うとともに、県内農業高校とのさらなる連携強化や県内外の農業高校を中心とした高等学校への学校訪問等による受験生の勧誘が必要である。

施策

◎：重点施策（以下同じ）

① 受験生の勧誘

- ◎ 本学をPRするため、県内外の高等学校を教職員が訪問し、学校案内や次年度の学生募集要項などで説明する。特に県内の7つの農業高校については複数回訪問し、農業高校教職員との交流を促進する。
- ◎ 花き生産、花き装飾、造園緑化の3つのコースの模擬授業ができる「オープンキャンパス」や学校概要の説明、施設案内を行う「学校見学会」を定期的・継続的に開催する。また、本学に来られない生徒等のためにWEB化を行う。
- ◎ 高校前から本学を知ってもらうため、小中学生と保護者を対象にした学校見学ツアーを実施する。
 - ・ 農業高校の進路指導教員を対象とした学校見学会を開催する。
 - ・ 本学を知ってもらうため、全国の農業高校約300校をはじめ、入学実績のある高校や県内の普通科を含む高校に学校案内や学生募集要項等を毎年度初めに送付する。
 - ・ 本学教員が県内外の高校で実施される進路ガイダンスに参加し魅力発信する。
 - ・ 本学、農業大学校、森林文化アカデミーの県内農林系3校連携によるPRを実施する。

施策**② 広報媒体等を活用したPRの実施**

- ◎ ホームページは、入学、学校生活等に必要な情報や学校PR動画を掲載するとともに、トピックス、教員ブログを積極的に配信し、閲覧者が情報を入手しやすくする。また、取得できる資格やそのサポート体制、卒業生の就職先、活躍状況を掲載する。
- ◎ Facebook、Instagram等のSNSを活用した学校情報を発信する。
- ◎ 本学在学学生から出身校へ学生生活、授業等を紹介するメッセージを発信する。
- ◎ 連携・協力協定を締結した市町村の庁舎等において、協定に基づき、本学の学校案内の設置やポスター掲示等を実施しPRする。
 - ・ 新聞、フリーペーパー等における本学行事等の広告掲載を行う。
 - ・ 教育活動に関わる学校行事をプレスリリースするとともに、マスメディアに対して本学の行事・授業の情報を積極的に提供する。
 - ・ 農業フェスティバルなど各種イベントへの参加による学校PR活動を実施する。

施策**③ 農業高校等との連携強化**

- ◎ 本学教員が学校訪問を実施し、情報収集、情報提供を行い、農業高校教員、特に進路指導教員とのネットワークを強化する。
- ◎ 高校の授業を本学教員が講師として受け持ち、花と緑に関する魅力ある授業を展開する「花と緑の連携授業」を積極的に情報提供し実施する。
- ◎ 農業を学んでいる高校2年生を対象に、本学の学校紹介や体験実習等を行う「緑の学園」を農業関係高等学校校長会、農業大学校と連携して実施する。
 - ・ 農業高校との花と緑に関する課題の共同研究・活動を積極的に実施する。
 - ・ 岐阜大学、農業大学校、森林文化アカデミー、本学、岐阜県内農業関係高等学校長代表（岐阜農林高等学校）が平成21年9月に締結した「岐阜県域の農林業教育機関の連携に関する覚書」に基づき開催される「岐阜県域農林業教育システム連携協力会議」に情報提供し、活動報告等を行う。

<科目等履修生及び研究生>

本学は開かれた学校として、一又は複数の授業科目の履修の願い出があるときは、教育研究に支障がない範囲において、選考により「科目等履修生」として入学を許可している。また、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考により「研究生」として入学を許可している。

平成 18 年度から制度化した科目等履修生は令和 2 年度まで 8 人を受け入れ、平成 23 年度から制度化した研究生は令和 2 年度までで 3 人を受け入れている（図 6）。授業料等は表 2 のとおりである。

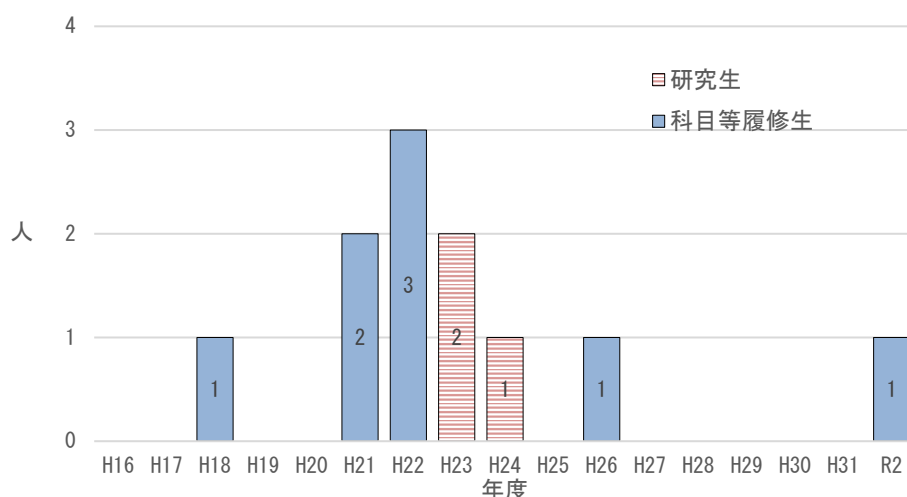


図6 科目等履修生、研究生の入学状況

表 2 科目等履修生、研究生の授業料等（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分	授業料	入学試験料	入学金	根 拠
科目等履修生	一科目 14,800 円	9,800 円	28,200 円	岐阜県立国際園芸アカデミー 条例
研究生	年額 356,400 円	9,800 円	84,600 円	岐阜県立国際園芸アカデミー 授業料等に関する規則

課題

- 卒業生や社会人が学び直しできるよう、「科目等履修生」及び「研究生」の教育環境体制について積極的なPRを行う必要がある。

施策

④ 科目等履修生及び研究生制度の周知

- ◎ 本学学生の就職先や職場体験実習（インターンシップ）先、本学各種会議等における業界関係者及び企業に対して科目等履修生及び研究生制度の周知を図る。
- ・ 卒業生や社会人が学び直せる科目等履修生及び研究生の受入れを推進するため、ホームページ等で積極的に周知する。

(2) 教育水準の向上

本学の教育目標は花と緑に関する高度な知識と技術を持ち、産業を現場で支える担い手として活躍する実務者を育成することである。

そのため、マイスター科に「花き生産コース」、「花き装飾コース」及び「造園緑化コース」を置き、より専門性を高めるとともに、実務や技術に裏付けられた知識・技能を修得するための科目及び講義要項（シラバス）を策定している。

2年間の授業カリキュラムは図7のとおりであるが、専攻コースは、学生と教員等との話し合いを踏まえ、学生の希望を優先する中で、適性にも配慮し、第1学年後学期からいずれかの専攻コースを選択する。

修了要件は2年間で学修時数1,800時間であり、第1学年において900時間以上の科目を修得した者について進級を認める。必修科目は1,470時間である。また、選択科目は1,140時間から選択する。

【必】・・・必修科目 【選】・・・選択科目

分野	1年次		2年次	
	前 期	後 期	前 期	後 期
植物管理	・植物管理基礎実習Ⅰ【必】	・植物管理基礎実習Ⅱ【必】	・植物管理基礎実習Ⅲ【必】	
花き生産流通	・栽培・生産論【必】 ・植物生理学【必】 ・花き生産流通実習Ⅰ【必】 ・園芸流通概論【必】	・花き生産流通実習Ⅱ【必】 ・生産プロジェクト実習Ⅰ【選】	・基礎育種学【選】 ・生産プロジェクト実習Ⅱ【選】	
花き装飾	・園芸装飾実習Ⅰ【必】 ・フラワーデザイン実習Ⅰ【必】 ・3級フラワー装飾技能検定対策実習【選】	・園芸装飾実習Ⅱ【選】 ・フラワーデザイン実習Ⅱ【選】	・フラワーデザイン実習Ⅲ【選】 ・2級フラワー装飾技能検定対策実習【選】	
造園緑化	・花修景実習Ⅰ【必】 ・造園施工・管理実習Ⅰ【必】 ・造園学概論【必】 ・3級造園技能検定対策実習【選】	・花修景実習Ⅱ【必】 ・造園施工・管理実習Ⅱ【選】 ・測量・製図実習【選】 ・CAD製図実習【選】	・花修景実習Ⅲ【選】 ・造園施工・管理実習Ⅲ【選】 ・造園計画演習【選】 ・2級造園技能検定対策実習【選】	・造園工学・施工論【選】 ・公園・緑化概論【選】
就業体験		・職場体験実習Ⅰ【必】	・職業体験実習Ⅱ【選】	・職業体験実習Ⅲ【必】
国際性	・Global Communication in HorticultureⅠ【必】	・Global Communication in HorticultureⅡ【必】	・海外視察研修【必】	
マネジメント		・キャリアデザインⅠ【必】 ・基礎会計【選】	・キャリアデザインⅡ【必】 ・起業・経営シミュレーション【選】	
マーケティング		・商品動向リサーチⅠ【必】	・商品動向リサーチⅡ【必】	・SNSプロモーション【選】
文化・利用		・伝統園芸実習【選】 ・園芸福祉論・実習【選】 ・園芸色彩学【選】	・園芸文化研修【選】	
課題解決			・卒業研究・卒業制作Ⅰ【必】	・卒業研究・卒業制作Ⅱ【必】

図7 令和2年度（2020年度）入学生の授業のカリキュラム

フィールド学習の比率を座学1に対して4と実践重視型とし、職場体験実習（インターンシップ）を2年間で330時間設け、職業人として卒業後速やかに対応できるカリキュラムとしている。令和元年度の職場体験実習派遣先は80の企業等で、県内が31、県外が49となっている（図8）。

また、資格を取得するための2級及び3級フラワー装飾技能検定対策実習や2級及び3級造園技能検定対策実習、園芸福祉論・実習を選択科目に設定し、毎年多くの学生が資格を取得している（表3）。その他、海外視察研修、キャリアデザインを必修科目に、SNSプロモーションを選択科目に設定するなど、修了後速やかに能力を発揮するための実践的職業教育を行っている。

これらの科目を教える教員は、各専攻コースに関わる業界での実務経験や行政経験者、また、経営学やキャリアデザイン等就職活動に必要な業界での実務経験者など、本学に必要な経歴と実績を有する専任教員9人（学長含む）と非常勤講師33人を確保している（令和2年4月現在）。

実践的な教育の質の保証・向上を目指すため、企業、業界団体、学識経験者等で構成する「国際園芸アカデミー教育課程編成委員会」を開催し、いただいた意見等を踏まえ、教育課程の編成を行っている。

学生への支援としては、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、岐阜花き流通センター農業協同組合からの本学独自の奨学金制度を整備しているほか、独立行政法人日本学生支援機構からの給付奨学金や貸与奨学金についての手続きを支援しており、多くの学生に奨学金が給付されている。（表4）。また、株式会社岐阜造園からは令和元年度から寄附金をいただいております、本学から学生に対し、海外視察研修参加者や資格検定合格者等へ学生支援金を給付している（表5）。

授業料等（授業料、入学試験料及び入学金）については、「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」に基づき全部若しくは一部を免除することができる。

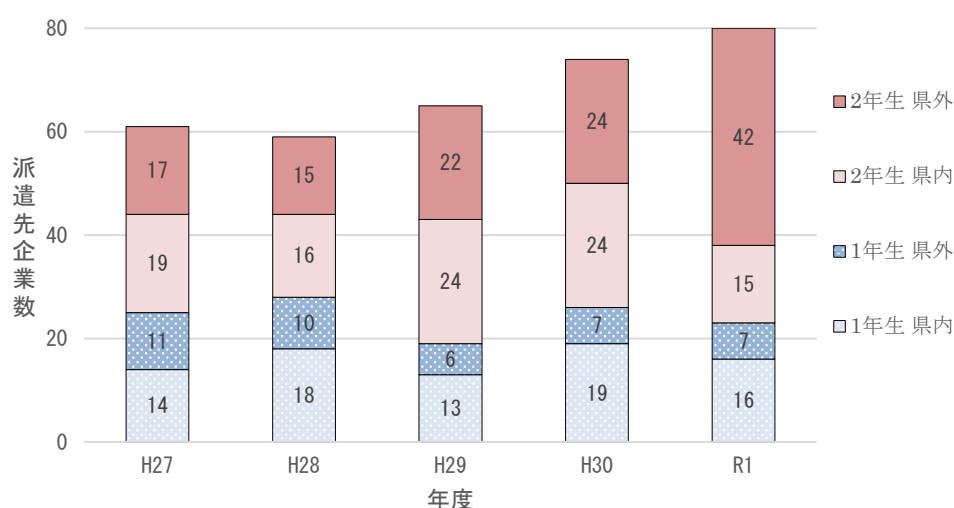


図8 職場体験学習（インターンシップ）に係る年度別の派遣先数

表3 主な資格取得実績

資格名（認定機関）			平成30年度		令和元年度	
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
フラワー装飾技能士 （厚生労働省）	3級	学科	13	13	12	12
		実技	14	14	13	13
	2級	学科	4	4	4	4
		実技	4	4	4	4
園芸装飾技能士 （厚生労働省）	3級	学科	1	1	0	0
		実技	1	1	0	0
	2級	学科	0	0	0	0
		実技	0	0	0	0
造園技能士 （厚生労働省）	3級	学科	14	13	6	6
		実技	13	12	6	6
	2級	学科	1	1	6	5
		実技	1	1	7	6
造園施工管理技士 （国土交通省）	2級	学科	2	2	7	6
初級園芸福祉士 （NPO 日本園芸福祉普及協会）			3	3	13	13

表 4 奨学金の状況

支援団体	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜花き流通センター農業協同組合	独立行政法人 日本学生支援機構		
支援対象	1年生	1年生	1年生 (組合員の子弟)	全学生		
採用人数	1名以内	1名以内	1名以内	日本学生支援機構の基準による選考		
支援方法	給付	給付	給付	貸与(無利子)	貸与(有利子)	給付
支援金額	年間 55,800円	年間 55,800円	年間 55,800円	<自宅> 月額2~4.5万円 <自宅外> 月額2~5.1万円	月額2~12万円 のうち1万円単位で選択	<自宅> 月額2万円 <自宅外> 月額3万円
支援期間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間
給付者数	平成27年度	1人	1人	0人	2人	0人
	平成28年度	1人	1人	0人	3人	0人
	平成29年度	1人	1人	3人	2人	0人
	平成30年度	1人	1人	4人	5人	0人
	令和元年度	1人	1人	1人	1人	1人
延人数※	16人	16人	4人	19人	38人	1人

※延人数は、平成16年度開学からの給付者数の合計

表 5 学生支援金の状況

支援団体	株式会社岐阜造園	
支援団体からの支援金(寄附金)	令和元年度200万円 以後、令和2年度から令和5年度まで 毎年度200万円を予定	
支援対象	1,2年生	
支援方法	本学から支援対象者へ給付	
支援対象者及び一人当たり上限額	①学業への意欲が高いと認められる者	25,000円
	②海外視察研修への参加者	50,000円
	③資格検定の合格者	25,000円
	④専門分野の全国大会参加者	100,000円
	⑤その他学長が認める者	50,000円

課題

- 国際市場開放の動きや超少子高齢化、花と緑の業界を取り巻く情勢が大きく変化している中、社会的視座を有した教育機関となり、業界ニーズの求める方向性を的確に見極め、学生の応用力、発想力、収益や経費を把握する経営力などを向上させる授業を毎年度設定していく必要がある。また、技能検定等の資格取得率の向上や国際力を高め、人材育成に生かす海外連携を行う必要がある。
- すべての教員は、自己評価を行うとともに、自身の指導力・技術力向上が学校の魅力向上につながる意識を持ち、指導力向上等資質向上研修の受講や業界との連携をより強化し、最新の技術、知識を習得する必要がある。
- 学生への支援として新型コロナウイルス感染症対策に係る経済活動の停滞等の影響により、家計が困窮している等の学生が安心して学べるよう授業料免除や本学独自の支援金の給付、日本学生支援機構奨学金の給付に係る手続き等の支援を行う必要がある。

施策

① 職業教育の質の保証・向上

【教育課程の編成と授業等の充実】

- ◎ 企業、業界団体、学識経験者等で構成する「教育課程編成委員会」を開催し、委員から意見等を反映し、実践的な教育の質の保証・向上を推進する。
- ◎ 起業・経営の多角的な学びの機会を創出するため、県内農業生産法人及び花と緑の産業界の経営者を講師とした授業を新たに実施する。また、会社設立を想定した起業・経営論を学ぶ、選択科目授業「起業・経営シミュレーション」を必修化する。
- ◎ 商品プロデュース力等を強化するため、市場に流通する商品の動向調査する「商品動向リサーチ」、新商品の企画・生産する「生産プロジェクト実習」、販売プロモーションを制作する「SNS プロモーション」授業を体系化する。
- ◎ 「卒業研究・卒業制作」の時間を減らし、生産プロジェクト実習、フラワーデザイン実習、造園施工・管理実習等の実践的な授業による能動的な学習を拡充する。
- ◎ 花フェスタ記念公園の本学実習フィールドを活用した実践的な授業の実施及び花フェスタ記念公園における消費者との交流や花き販売など、公園のさらなる活用を推進する。
- ◎ 海外の有名庭園や花き流通施設、世界的なフラワーショー等を視察し、フラワー、ガーデンの最新デザインを知るとともに、国際感覚を養うため海外視察研修を実施する。
- ◎ 学生の職場体験実習（インターンシップ）を実施するとともに、教員と企業との連携強化により職場体験実習（インターンシップ）先を拡大する。また、現場の多様性を学ぶための視察機会を増大するなど、より実践的な職業教育の体系化に取り組む。

さらに「国際園芸アカデミー有識者会議」で議論されている「（仮称）ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」を構成する企業等が学生を受入れ、最新技術を修得する研修機会を創出する。

- ◎ 学生が全国の技術レベルを体感するため、「技能五輪全国大会」のフラワー装飾職種、造園職種や「若年者ものづくり競技大会」、「全国造園デザインコンクール」、「ガーデンコンテスト」等に出場する。
 - ・ 女性の活躍推進のため、園芸業界・海外で活躍している女性による授業を開催する。
 - ・ 職業人生を主体的に構想・計画するキャリアデザイン、ビジネスマナー、マネジメントやコミュニケーション能力等の業界が必要とする資質向上に資する授業を充実する。
 - ・ 業界で活躍する卒業生が非常勤講師等として授業を実施できるようネットワークを構築する。

【教職員の能力向上】

- ◎ 最新技術習得と人的ネットワーク構築に向けた企業研修を本学の教員各々が企画し、また、複数の企業で多角的に実施し、習得した最新技術等を授業に生かす。
- ◎ 教員の先進的な農学・造園系大学及び専門大学校への派遣研修の実施や専門分野及び指導力向上に関する国や県等主催の講習や研修へ参加することで、本学の運営等に係る改善点を見つけ、どう取り組むか、教員自らが改革を実践する。
- ◎ 学生との信頼関係を強化するため、前期末、後期末の年2回、学生が評価する授業評価アンケートを実施し、結果を教育課程編成委員会において報告する。また、アンケートに基づき、教員は自己評価を実施し改善に努める。
- ◎ 教員の刺激となり、教育の質を高めるため、企業や岐阜大学教授等の多様な講師による授業を実施する。
 - ・ 農業大学校、森林文化アカデミー等と公開授業を行うなど、相互交流を実施する。
 - ・ 業界（造園、生産、装飾）ごとのOB・OG会等を組織し、教員と卒業生とのネットワーク強化を図り、関係業界から得た技術等の情報を授業に生かす。
 - ・ 職員は能力開発を促進するため、岐阜県職員研修所主催の各種研修を受講する。

施策

② 海外の園芸協会等民間団体や大学との連携推進

- ◎ 世界のニーズ、トレンドを把握し、国際力を高め、人材育成に生かすため、海外の教育機関等との連携・調整を図る。
- ◎ 海外派遣研修を経験した卒業生を招き、海外事情を報告する機会をつくる。
 - ・ 技術修得、人材育成の推進を図るため、海外の教育機関等と視察や研修生の受け入れなど相互交流を実施する。また、海外の最新情報を学生に提供する。
 - ・ 本学の学習成果等を海外に向け情報発信する。

施策

③ 技能検定等資格取得率の向上

- ◎ 担当教員及び関連業界から招いた非常勤講師がフラワー装飾技能検定、園芸装飾技能検定、造園技能検定、造園施工管理技士、園芸福祉士対策授業を着実に実施し、的確に学生を指導する。
- ・ 資格検定合格者に対しては、受験料の一部又は全部を学生支援金で支援する。

施策

④ 学生への支援

- ◎ 学業への意欲が高いと認められる者、海外視察研修への参加者、資格検定の合格者、専門分野の全国大会参加者等に対して、本学独自の学生支援金により支援する。
- ◎ 株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、岐阜花き流通センター農業協同組合の奨学金支給についての支援を行う。
- ◎ 連携・協力協定を締結した市町村、企業において奨学金制度の創設や寄附金による学生支援を推進する。
 - ・ 学生支援金の継続的な財源確保を図るため、本学の教育目標に賛同する業界・団体等からの寄附金等を確保する。
 - ・ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金給付又は貸与の手続き支援を行う。
 - ・ 就農を予定している学生に対し、国の「農業次世代人材投資資金」の給付支援を行う。
 - ・ 「岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則」に基づく、授業料、入学試験料及び入学金について免除基準に該当する者への免除に係る手続き支援等を行う。
 - ・ 自宅から通学が困難な学生に対し、近隣の民間アパートの賃貸に関する相談やアルバイトの求人情報を提供する。
 - ・ 学校保健安全法に基づく学生の健康診断を毎年1回実施する。必要に応じて生活習慣に係る指導を医者から受けるよう助言する。
- ◎ 学術研究活動やボランティア等の社会活動において、特に顕著な功績をあげた学生を表彰する。
 - ・ 業界で活躍する卒業生とのネットワーク構築の一環として、業界の発展に貢献した卒業生に対しての表彰制度を創設する。

施策

⑤ 社会貢献・地域貢献

- ◎ 地域社会とのつながりを深めるため、市町村との連携・協力協定に基づき、行政及び住民と協力し、地域が抱える花と緑に関する課題に取り組む。また、市町村議会議場などでの花飾りや、農業祭や産業祭に出展し花きの販売等による本学の地域へのPRを実施する。
- ◎ ボランティアへの参画を通じた学生の自立意識を醸成するため「ぎふの田舎応援隊」などへの登録、活動を支援するとともに、ボランティア活動の履修科目単位への振替制度を導入する。
 - ・ 隣接する農業大学校と連携した直売所を開設し学生が花苗等を販売する。また、本学学校祭「なんじゃ祭」を近隣住民に公開で開催する。
 - ・ 本学に入学してはじめて献血に挑戦する学生がほとんどであり、社会貢献への出発点でもある献血を今後も継続して推進する。

(3) 就職指導の強化

卒業実績は、入学年度が平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間で 279 人となっており、進路が明確な 271 人の内訳は、起業が 2 人、就職が 255 人、進学が 14 人となっている（図 9）。

15 年間での起業及び就職者 257 人を業種別でみると、順に「生花店・園芸店・装飾」が 117 人（45.5%）、「造園設計・施工」が 56 人（21.8%）、「公園管理運営」が 32 人（12.5%）と続き、実践技術を修得した実務者として即戦力となっている（図 10）。県内外別では県内が 115 人（44.7%）、県外が 142 人（55.3%）となっている（図 11）。

また、直近 3 か年の就職希望者の就職率は、入学年度が平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の学生は 100%である。

本学への求人案内会社数は、平成 27 年が 58 社、平成 30 年が 99 社と増加傾向であったが、令和元年は 89 社と減少した。令和 2 年以降の求人数は新型コロナウイルス感染症の影響による減少が予想される。

平成 27 年から令和元年までの求人会社数延べ 408 社の県内、県外別割合では、県内 120 社（29.4%）、県外 288 社（70.6%）となっている（図 12）。また、業種別では「造園」が最も多く 214 社で、全体の 5 割強となっている（図 13）。

現在、学生の職場体験学習（インターンシップ）先や求人票を本学に提出している企業等が出展する企業説明会を令和元年度から開催するなど、学生と企業が接する機会を設けるとともに、教職員が企業と密に連携し、学生の個別の相談に応じ、マッチングを行っている。

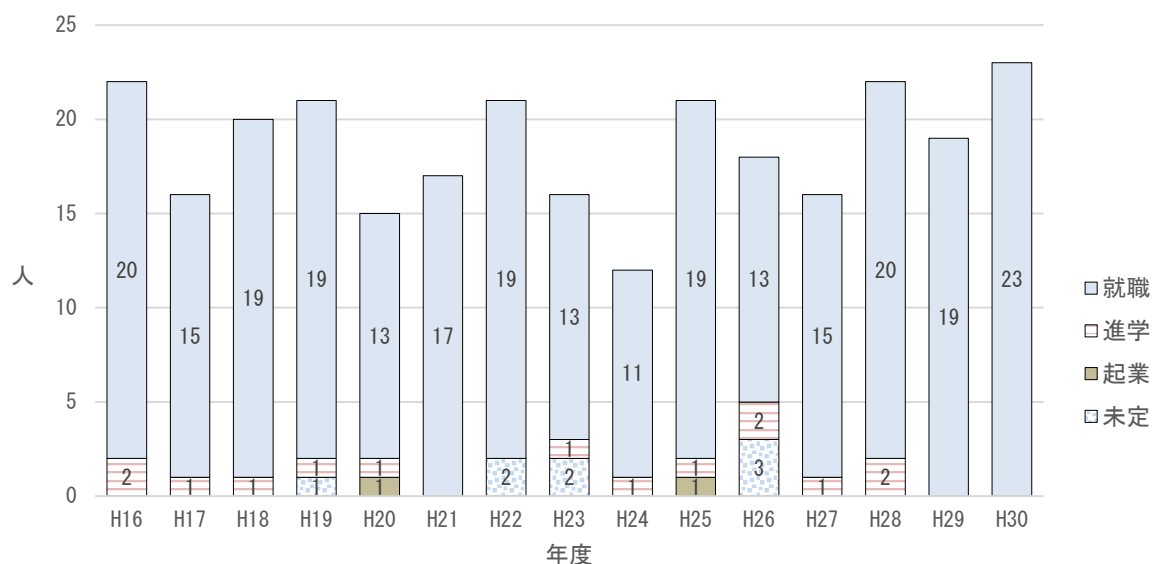


図 9 年度別卒業生の卒業時進路先

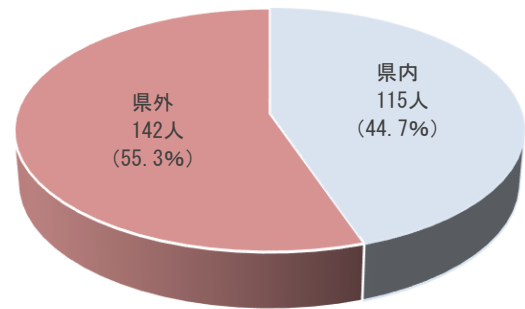
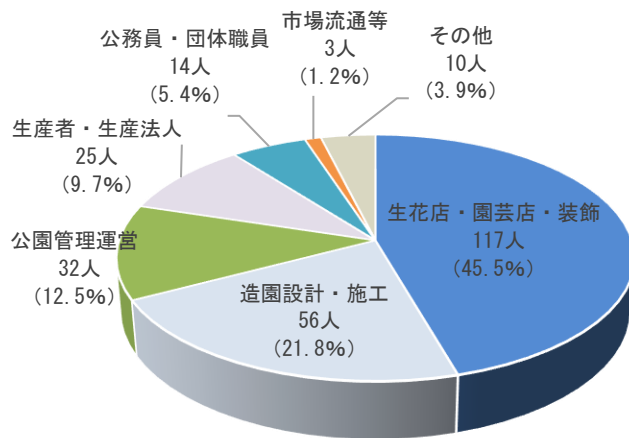


図 10 業種別人数

図 11 起業者と就職者の県内外別人数

(図 10 及び図 11 : 入学年度 H16 年度から H30 年度の起業及び就職者数 257 人の内訳)

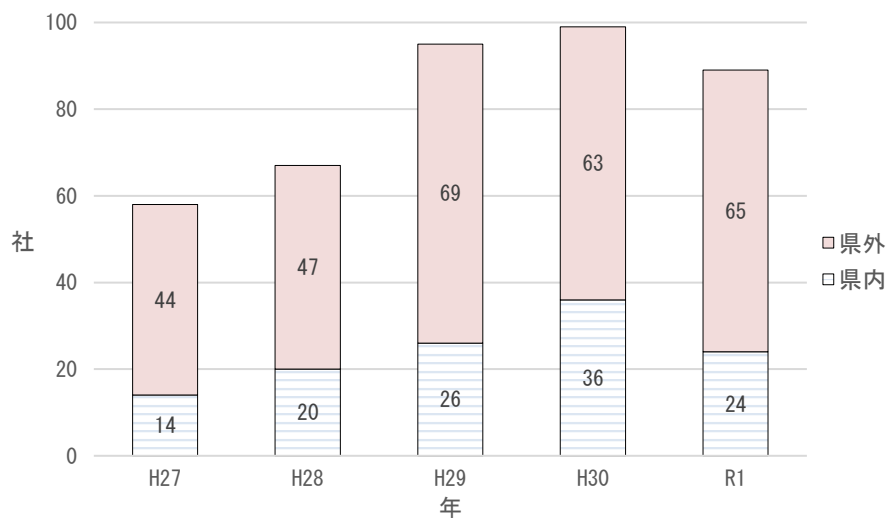


図 12 求人案内会社数

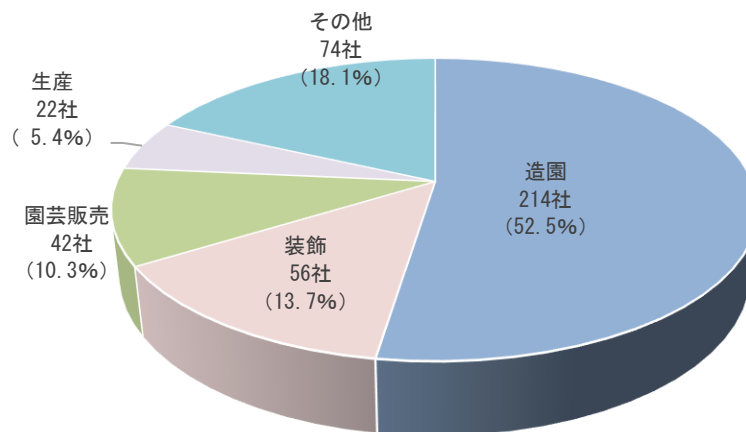


図 13 業種別の求人案内会社数 (平成 27 年から令和元年までの延 408 社の内訳)

課題

- 本県の花と緑の産業発展に寄与する人材の就職率100%の達成及び県内企業への就職率を高めていくため、今後も就職指導の強化が必要である。そのため、就職に直結する職場体験学習（インターンシップ）の実施及び受け入れ先の開拓や企業説明会を継続して開催する必要がある。
- 授業での職場体験学習（インターンシップ）のみではなく、授業外での企業研修への参加や連携・協力協定締結による教員の企業研修講師派遣など、さらなる業界との連携強化や産学連携体制の構築などを行っていく必要がある。
- また、卒業生の就労状況など社会的な活躍及び評価を十分に把握し、カリキュラム編成に反映させていく必要がある。

施策

① 就職率100%の達成

- ◎ 職場体験実習（インターンシップ）では、企業からの学生に対する評価票の提出とともに、業界で必要としている人材、技能、資格等、本学に対する意見・要望を求めるなど、求人情報収集と併せて連携を強化する。
- ◎ 求人票を本学に提出している企業等が出展する企業説明会を開催し、学生と企業が接する機会を設ける。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの企業説明会を開催する。
- ◎ 教員の企業派遣研修、学生の職場体験実習（インターンシップ）の実施を通じて、就職に係る企業との連携強化を図る。また、産学界的有識者を委員とする「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」に参画いただき、意見聴取等を通じて就職強化体制を構築する。
- ◎ 連携・協力協定を締結した市町村や企業からの情報提供により、職場体験実習（インターンシップ）先や県内での就職先を拡大する。
 - ・ 教職員が企業側と密に連携し、学生の個別相談に応じるなど、企業と学生とのマッチングを学校全体で実施する。
 - ・ 同窓会組織を通じ、Facebook 等を活用した卒業生からの情報収集を行う。
 - ・ 本学卒業後、1年及び3年経過した卒業生に対しアンケートを実施し、就労状況の把握に努め、本学のカリキュラム編成に反映させる。
- ◎ 「キャリアデザイン」授業において、建設的なディスカッションを通じた協働や合意形成への意識の醸成や、特別講座も含めた社会人マナー・礼節、生活設計の立て方などのキャリア形成を推進する。
- ◎ 就職後、やむを得ず退職してしまった卒業生や転職を望んでいる卒業生に対しては、卒業後も教職員に相談できる体制を整える。

施策

② 産学連携体制の構築

- ◎ 連携・協力協定を締結した企業など、花き園芸・流通業界、造園緑化業界との課題研究、技術研修や講師の相互派遣等を実施する。
 - ・ 授業への県産花きの活用等による花き生産業界との連携を強化する。

2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

(1) 社会人教育及び生涯学習講座の充実

本学の基本方針は、「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」であり、組織として「人材育成部門」と「生涯学習部門」を置いている。

生涯学習部門では、県民に開かれた学校として、教育資源や施設を活用し、一般県民から花と緑の産業に携わっている社会人実務者までを対象に、花づくりから花飾り、緑化や造園、植物の利用など幅広い開放講座を開設している。

平成16年度から令和元年度までの開催講座数は234となり、参加者数は延べ14,407人となった（図14）。

平成16年の開学当初は、一般県民向けの「一般講座」及び「専門講座」、企業等の実務者向けの「実務能力向上講座」を実施していたが、平成20年度に外部講師の招聘を廃止し、本学の教員が講師を務め業界や地域との連携を強化するなど講座運営の見直しを図り、一般県民向けの「専門講座」と実務者向けの「実務能力向上講座」の区分とした。

具体的な講座としては、令和元年度の専門講座では、「種子植物の育て方講座」、「秋の樹木の剪定講座」、実務能力向上講座では「公園の管理運営の実践講座」、「園芸福祉サポーターフォローアップ講座」などがあげられる。

令和元年度は、一般県民向け専門講座7講座、実務者向けの実務能力向上講座4講座を開催し、延252人の定員に対し、233人の参加があった（表6）。

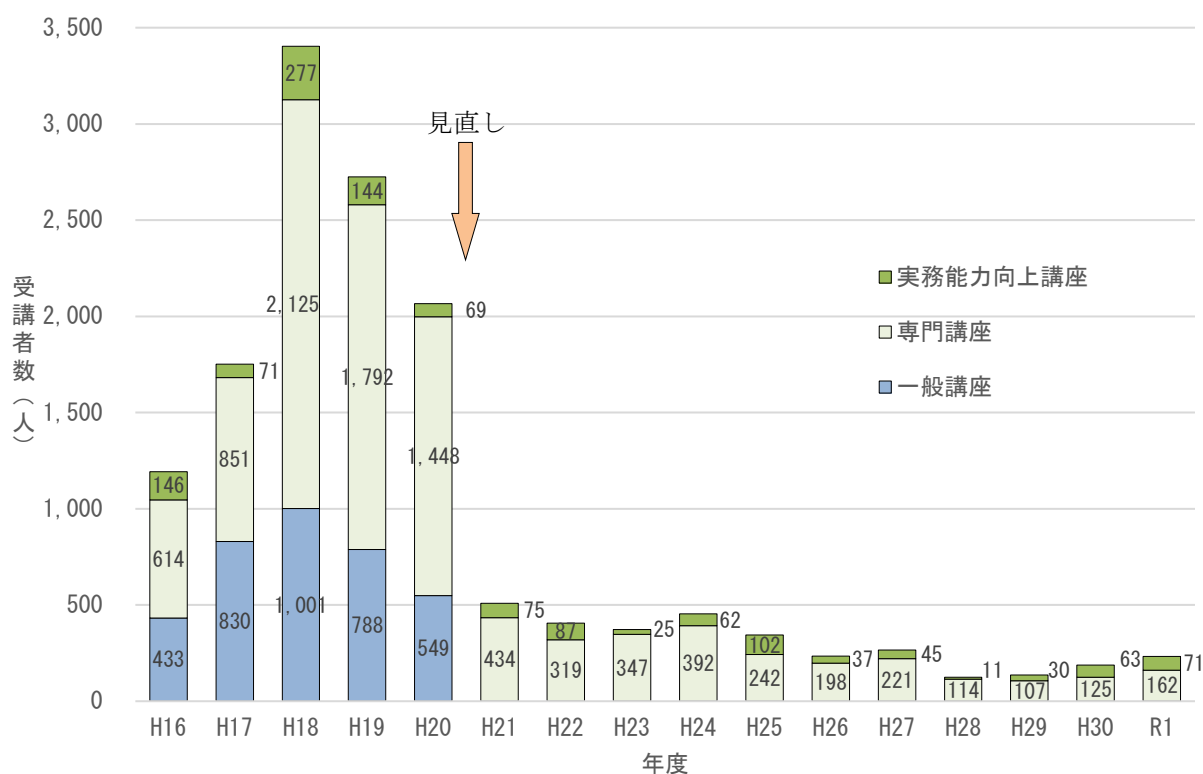


図14 講座の受講者数

表 6 令和元年度の開催講座

令和元年度の開催講座				
区分	講 座 名		定員 (人)	受講者数 (人)
実務能力 向上講座 (実務者向け)	1	公園の管理運営の実践講座	20	20
	2	ハーブの育て方及び寄せ植え講座	32	34
	3	消費者に魅せる！提案できる！商品づくり講座	20	2
	4	園芸福祉サポーターフォローアップ講座	20	15
	小 計		92	71
専門講座 (一般県民向け)	1	種子植物の育て方講座	40	62
	2	多肉植物の寄せ植え講座	20	10
	3	花の管理基礎講座	20	10
	4	世界のおもしろい植物講座	20	5
	5	秋の樹木の剪定講座	20	33
	6	季節の花壇づくり講座	20	21
	7	花と緑の活用講座	20	21
	小 計		160	162
合 計			252	233

課題

- 社会人教育の充実を図るため、企業等の実務者向け「実務能力向上講座」は、年々変化する業界関係者のニーズに応えられる内容とする必要がある。
また、学生が本学を卒業後、さらに技術力の向上等を図るための支援体制づくりが必要である。
- 一般県民向けの生涯学習講座である「専門講座」は、地域の花や緑に対する関心の高い方々に人気の高い講座として定着しているが、それに加えて、夏休みなどにおいて、より多くの小中学生が参加できる講座の開催を検討していく必要がある。

施策

企業等の実務者を対象とした社会人教育の推進

- ◎ 本学学生の授業科目としている国家資格取得のための実習等について、新たに社会人を対象とした講座として開催する。
- ◎ 公園の管理運営の実践講座、道路空間緑化の管理実践講座、園芸福祉サポーターフォローアップ講座等に加え、フラワーマーケットトレンドや園芸色彩学等、関係者のニーズを踏まえた講座を拡充して開催する。
- ◎ 「国際園芸アカデミー有識者会議」で議論されている「(仮称) 清流の国ぎふ花と緑の推進センター」の担い手育成支援機関と「(仮称) ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」が連携し、卒業後の再教育を支援する。
 - ・ 花と緑の産業に関わる実務者や地方公共団体等に対して講座情報の提供を行う。

施策

一般県民を対象とした生涯学習の推進

- ◎ 市町村との連携・協力協定に基づく市民向け講座を開催する。
- ◎ 季節ごとに楽しめる植物の育て方講座や、親子・夫婦で楽しめる講座を拡充する。
- ◎ 来校いただく講座に加え、オンライン講座を導入する。
 - ・ 小中学生を対象にした花き生産などの体験講座を夏休みに実施する。
 - ・ 受講者アンケートによる満足度などを調査し、次年度の講座見直しを図る。
 - ・ メディア等への講座情報提供やチラシの作成、広報誌への掲載などにより募集定員に対する充足率を高める。
 - ・ 講座開催に係る申込受付や事前準備など業務の外部委託を推進する。

(2) <再掲>科目等履修生及び研究生制度の周知

本学は開かれた学校として、科目等履修生及び研究生入学を許可している。

課題

- 卒業生や社会人が学び直しできるよう、「科目等履修生」及び「研究生」の教育環境体制について積極的なPRを行う必要がある。

施策

科目等履修生及び研究生制度の周知

- ◎ 本学学生の就職先や職場体験実習（インターンシップ）先、本学各種会議等における業界関係者及び企業に対して科目等履修生及び研究生制度の周知を図る。
 - ・ 卒業生や社会人が学び直せる科目等履修生及び研究生の受入れを推進するため、ホームページ等で積極的に周知する。

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

(1) 設備の保全と充実

本学施設は本館、研修教育棟、実習棟、温室、花壇・実習園等を整備し、研修室、ゼミ室、図書室を配置している。

学習に必要なパソコンや機材等を整備している。また、大規模な施設・設備の改修及び更新が必要な場合は、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に位置付け、計画的に実施することとしている。

学内における実習では実習棟、温室、花壇・実習園を活用し、学外では花フェスタ記念公園内の実習フィールドで実習を行っており、実習施設は整っている。

課題

- 温室設備は古く、また、教育上必要な最新の設備を整備しきれていないため、計画的に整備を進める必要がある。また、図書室の図書の充実やトイレの洋式化、公用車の更新等を計画的に実施していく必要がある。
- 学生の緊張感や達成感、モチベーション向上のため、実習フィールドの充実や花フェスタ記念公園の有効活用を進めていく必要がある。

施策

設備の保全と充実

- ◎ 「国際園芸アカデミー有識者会議」で議論されている花フェスタ記念公園での実習棟の再整備や直売施設の新設などによる学習環境の充実を図り、学生の緊張感、達成感、モチベーションの向上に加え、コミュニケーション能力とマーケティング能力等の向上を図る。
- ◎ 本学施設における無線LANの整備や学生に貸し出すタブレットPC購入など、オンラインによる遠隔授業等の機材を導入し、新型コロナウイルス感染症防止対策等で休校となった場合でも学生が継続して学習できる環境を整備する。
- ◎ 花き生産技術やコストに関する技術情報の共有や本学で取り組む開発商品へのアドバイスを受けるなど、業界との交流を通じて本学のポテンシャルを高める。その一環として、花き生産業界で導入されつつあるドライミストを本学温室に計画的に整備する。
 - ・ 更新基準を満たしたマイクロバスなどの公用車の更新、トイレの洋式化、図書室の図書の購入などを計画的に実施する。
 - ・ 教育環境整備に関する学生アンケートを実施し、優先順位をつけ対応する。
 - ・ 本学の施設を気持ちよく使用するため「環境整備の日」を設定し、教職員や学生が学内清掃等を実施する。

(2) 休学・退学者を出さない取組みの強化

本学におけるいじめや登校拒否等学生の問題行動や学校生活への不適応、メンタルヘルス（心の健康）の問題等を解決するため、臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーによるスクールカウンセリングを実施している。

また、「国際園芸アカデミーハラスメント等の防止に関する規程」に基づく「ハラスメント等防止委員会」を設置し、適切に対応する体制を整備している。

保護者に対しては、入学式後の説明会や、学校行事（学園祭、成果報告会等）の案内、成績表の送付など連携に努めている。また、保護者の代表に「学校関係者評価委員会」の委員として参画いただいている。

課題

- 退学者ゼロを目指すため、スクールカウンセリングの継続に加え、指導力向上を図るための研修の受講等を通じて、教員が学生とのコミュニケーション力を高める取組みを進める必要がある。

施策

休学・退学者を出さない取組みの強化

- ◎ ハラスメントやその他不適切な行為等に起因する問題が生じた場合、「ハラスメント等防止委員会」が速やかにかつ適切に対応する。
- ◎ 保護者等を対象とした「アカデミーの集い（仮称）」の開催や保護者の代表が「学校関係者評価委員会」の委員に加わることで、本学をよく知ってもらい、出された意見等を各保護者と共有し、家庭内での保護者と学生とのコミュニケーションを促進する。
- ◎ 入学式等の学校行事などにおける配布資料に、本学のホームページおよび SNS（Facebook、Instagram）の QR コードを記載し、インターネット上の情報媒体へ誘導することで、学生の日常の様子を保護者が確認できるようにする。
 - ・ 新年度はじめや後学期はじめに、学長や担当教員が学生と個人面談を行い、学生生活のサポートを行う。
 - ・ 臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーによるスクールカウンセリングを年間10回程度、定期的実施する。
 - ・ 保護者に対して、入学式後の説明会や学校行事（学園祭、成果報告会など）の案内、成績表の送付など連携を強化する。
 - ・ 教員が学生とのコミュニケーション力を高めるための指導力向上研修等を受講する。

(3) 防災・危機管理体制の強化

本学では、甲種防火管理新規講習を修了した「防火管理者」を選任するとともに、消防法に基づき、防火管理業務について必要な事項を定めた「岐阜県立国際園芸アカデミー消防計画（防火管理規程）」を策定し消防署へ届けている。

また、「岐阜県災害対策本部可茂支部防災計画」に従い、「国際園芸アカデミー防火・防災マニュアル」を作成し、防火・防災体制を整備している。

特別警報発表等に伴う休業の決定や学生の安全確保については、「特別警報・暴風警報が発表された場合等の対応について」に基づき適切に対応している。

学内での事故や自然災害による設備の故障等については、「国際園芸アカデミー危機管理マニュアル」を作成し、緊急時の連絡・通報体制を整備している。

毒物及び劇物取締法に基づく毒物、劇物、農薬及びその他試薬等の適正な管理については、「国際園芸アカデミー毒物劇物等危害防止規定」を定め、保健衛生上の危害の発生、盗難及び紛失を防止するよう努めている。

職場体験学習（インターンシップ）では、受け入れ先において事故がないよう努めている。また、海外・国内研修では、旅行業者と同行する本学教職員が綿密な打ち合わせを行うなど期間中の事故やトラブルの発生がないよう努めている。

課題

- 引き続き、学生の安全を第一に考え、防火・防災・危機管理に努める必要がある。

施策

防災、危機管理体制の強化

- ◎ 「岐阜県立国際園芸アカデミー消防計画（防火管理規程）」に基づき、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とした各種訓練の実施や消防用設備の点検等を実施する。
- ・ 「国際園芸アカデミー防火・防災マニュアル」に基づき、毎年度、防火・防災体制を整備するとともに、緊急時（心肺停止等）対応として自動体外式細動器（AED）を設置する。教職員はAED講習など救急救命に係る講習の受講に努める。
- ・ 適切な休業決定等で学生の安全確保を図るため、「特別警報・暴風警報が発表された場合等の対応について」を毎年度初めに学生及び教職員に周知徹底する。
- ◎ 浸水危険箇所や避難所が記載されたハザードマップを学内に掲示し、特に下宿生の危険意識を高め、万が一の際の速やかな避難行動を心がけるよう促す。
- ・ 「国際園芸アカデミー危機管理マニュアル」により、学内での事故や自然災害による設備の故障等について、緊急時の連絡・通報体制を整備、周知し、適切に対応する。
- ・ 「国際園芸アカデミー毒物劇物等危害防止規定」に基づき、毒物、劇物、農薬及びその他試薬等の適正な管理を行い、保健衛生上の危害の発生、盗難及び紛失を防止するため教職員や学生に周知徹底する。
- ・ 職場体験実習（インターンシップ）では、教員が受け入れ先となる企業とその都度、十分調整し、事故がないように努める。また、海外・国内研修では、旅行業者と同行する本学教職員が綿密な打ち合わせを行うとともに、学生に対する事前ガイダンスにより、教育効果を高め、期間中の事故やトラブルの発生がないよう努める。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年1月15日にわが国で最初の新型コロナウイルス感染者が確認された。本県においては同年2月26日に患者が発生している。

本学においては「国際園芸アカデミー新型コロナウイルス感染症予防対策」に基づき、学生の登校時健康チェックやソーシャルディスタンスの保持、学内の消毒などを継続的に実施している。

課題

- 継続的な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施していく必要がある。
- 本学における各種行事については可能な限りオンラインで実施していく必要がある。
- 休校となった場合等、オンラインによる遠隔授業等が実施できる環境を速やかに整備する必要がある。

施策

新型コロナウイルス感染症対策

- ◎ 引き続き、「国際園芸アカデミー新型コロナウイルス感染症予防対策」等に基づき、学生、教職員の検温等健康チェックや授業における3密（密閉、密着、密集）回避、換気、マスクの着用、学内の消毒などを徹底する。
- ◎ 本学の「管理責任者」及び「感染防止対策担当者（ぎふコロナガード）」を設置し、感染防止対策の徹底を図る。
- ◎ 本学においては、管理責任者のもと、教職員の感染症対策は管理調整係が、学生の感染症対策は教務課が徹底する体制及び事象発生時等における連絡体制を整備する。
- ◎ 隣接する農業大学校と連携した事象発生時における休校措置等の連絡体制を整備する。
- ◎ 本学施設における無線LANの整備や学生に貸し出すタブレットPC購入など、オンラインによる遠隔授業等の機材を導入し、休校となった場合でも学生が継続して学習できる環境を整備する。
- ◎ 本学が主催し、外部委員等で構成する「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」、また、保護者や学習先など外部の方々が参加する「職場体験学習報告会」等について、オンラインやライブ配信などで対応できる環境を整備する。
 - ・ 「海外視察研修」は新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、国内や県内研修に振り替えるなど柔軟に対応する。
 - ・ 企業のオンライン面接が急速に普及しており、対面型の面接に加え、オンラインによる面接を実施する。
 - ・ 生涯学習講座は、来校いただく講座に加え、オンライン講座を導入する。
 - ・ オープンキャンパスや学校見学会のWEB化を行う。
 - ・ 本学学校医には、必要に応じて学生の健康状態を報告し、助言を受ける。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(1) 教職員体制

本学の教職員は、令和2年4月現在、専任教員9人（学長含む）、職員9人、会計年度任用職員2人で運営している（図15）。

平成20年度は教員11人、職員が14人であったが、上級マイスター科が廃止となった平成25年度からは、教員9人、職員9人体制となり現在に至っている。また、非常勤講師は、令和2年4月現在、各専攻コース（花き生産、花き装飾、造園緑化）に関わる業界での実務経験者など、本学に必要な経歴と実績を有する33人をお願いしている（表7）。

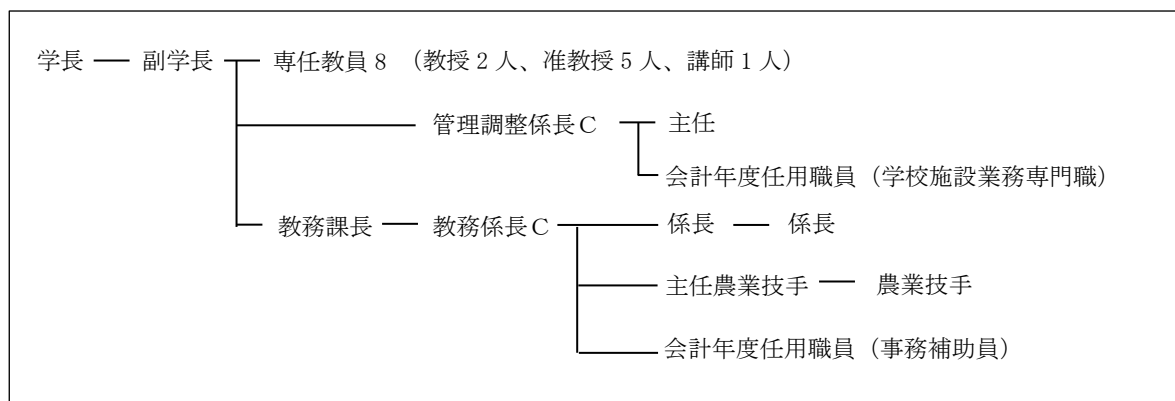


図15 教職員体制図（令和2年4月）

表7 年度別教職員等数

（人）

区分／年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
専任教員	5	7	9	10	11	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
職員	13	14	14	14	14	12	12	13	11	9	9	9	9	9	9	9	9
会計年度任用職員等	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	2
非常勤講師	38	47	35	50	35	30	42	39	22	22	27	27	30	32	32	33	33

課題

- 学校運営に必要な教職員数の確保が必要である。特に「国際園芸アカデミー有識者会議」での方針等に対応するため、適切な職員配置を要求していく必要がある。
- 業界を取り巻く情勢の変化の中、「現場に直結した教育」を行い、「経営感覚」に優れた人材、「社会性、職業意識を身に付けた即戦力」となる人材を育成するため、教員の改革意識や指導力の向上を図り、教員と学生との強固な信頼関係を築く必要がある。
- 各コースの望ましい教員構成は、「教授＋准教授（＋講師）」であり、教員の待遇改善や教員間での業務量バランス均衡を図る必要がある。
- 職員については、学生生活などプライベートに係る案件への対応など、学校特異的な業務が発生することもあり、組織力のみならず個々の人間力を高めていく必要がある。
- 非常勤講師については、専門性、特殊性を踏まえた上で、社会的ニーズに応えられる講師を選定していく必要がある。

施策

教職員体制

- ◎ 学校経営、教育指導における適切な教職員体制へ改善を進める。また、突発的な事案等が発生した場合には、職員の過員配置などにより対応できるよう主務課など関係部署との連携を図る。
- ◎ 各専攻コースの教員構成が、「教授＋准教授（＋講師）」となるよう中長期的な昇任・選考計画を作成する。なお、教員の昇任・選考については、「岐阜県立国際園芸アカデミー人事委員会」での審査結果を「岐阜県立国際園芸アカデミー教員選考委員会」に諮り行う。
- ◎ 教員間の業務量バランスの均衡については、「岐阜県立国際園芸アカデミー教務委員会」において調整を行う。また、学長、副学長、教授が中心となり、教員間の調整やコミュニケーション促進を図る。
- ◎ 教員の改革意識や指導力の向上を図り、教員と学生との強固な信頼関係を築くため、長期企業派遣研修の実施や森林文化アカデミー、農業大学校との教員の相互交流を実施する。
 - ・ 「任期付き」教員のうち、成績優秀な教員については、「任期なし」として採用されるよう関係部署等と調整を図る。
 - ・ 客員教授の選考については、「岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授規程」に基づき、「岐阜県立国際園芸アカデミー学校運営会議」に諮り、特に優れた知識・技術及び経験を有し、本学の教授と同等以上の資格があると認められた者を選考する。
 - ・ 優れた知識・技術及び経験を有し、本学の准教授と同等以上と認められる者を「客員准教授」として称号を授与できる制度を新設する。
 - ・ 非常勤講師の選定については、「岐阜県立国際園芸アカデミー非常勤講師規程」の基準に基づき、「岐阜県立国際園芸アカデミー学校運営会議」に諮り、専門性、特殊性を踏まえた上で、社会的ニーズに応えられる者を選定する。
- ◎ 顕著な功績をあげた客員教授、客員准教授、非常勤講師に対して感謝の意を伝えるため、感謝状を贈呈する。
 - ・ 職員は、組織力のみならず個々の人間力を高め、学生生活などプライベート案件などにも対応するため、各種研修への参加、定期的な学生相談会などを開催するとともに、学校医やスクールカウンセラーとの調整を行う。
 - ・ 本学独自に整備したネットワークシステム及び教職員間のスケジュールを一元管理するクラウドサービスを利用したソフトウェアを最大限活用し、情報共有を図る。

(2) 運営体制

本学の運営については、「国際園芸アカデミー学則」及び規程に基づく各種会議及び委員会等により実施している。

外部委員等で組織する「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」をはじめ、内部組織として「教員選考委員会」、学長をトップとする「学校運営会議」、「教職員会議」、「全体会議」、「人事委員会」、「ハラスメント等防止委員会」などによる運営を行っている（表8）。

表8 主な運営組織（令和2年4月）

【外部委員等で構成する組織】

組織名	設 置	設置の目的
学校関係者評価委員会	平成28年2月	学校教育法に基づく学校関係者評価を適切かつ円滑に行う。
教育課程編成委員会	平成28年2月	学生の就職先の業界における人材の専門性に関する動向、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能など本学の教育課程の編成等について学長へ提言する。

【内部組織】

組織名	主な所掌事務
教員選考委員会	教員の選考に関すること。教員の選考基準に関すること。
学校運営会議	学校運営についての方針、改善点等の重要事項に関すること。 学校評価、学生確保・県内就職率向上に関すること。
全体会議	運営全般に関すること。教職員の意識統一に関すること。
教職員会議	教育課程の編成及び履修に関すること。 成績評価並びに進級、課程の修了及び卒業の認定に関すること。 入学、休学、退学等学生の身分に関すること。
入学試験委員会	入学試験制度の検討に関すること。 受験者の合否判定及び合格者の原案作成に関すること。
教務委員会	カリキュラムの作成・調整に関すること。 学生の進路指導に関すること。
総務委員会	学生の厚生・保健に関すること。 学生募集及び広報の計画・実施に関すること。
人事委員会	教員の選考に関すること。教員の昇任に関すること。
ハラスメント等防止委員会	ハラスメント等の防止等を適切に実施する。
契約審査会	契約の内容、契約方法などの契約事務を審査する。
海外視察研修業者選定会議	海外研修業務に係る契約事務及び業者選定について審査する。
学校徴収金契約審査会	学校徴収金の適正な会計事務に資する。

課題

- 情勢の変化に速やかに対応するため、各種会議等の真の必要性を常に検証し、必要に応じた改廃や新規設置を行い、教職員が各種情報を確実に共有し、理解し、ワンチームとして適切な運営を行っていく必要がある。

施策

運営体制

- ◎ 「国際園芸アカデミー学則」及び「各種会議等規程」に基づき、本学の運営を適切に実施する。
- ◎ 各種会議等の必要性等を常に検証し、「岐阜県立国際園芸アカデミー教職員会議」において改廃や新規制定を審議する。改廃及び新規制定した場合は、教職員全員に周知し、理解を図る。

(3) 働き方改革

① 時間外勤務の縮減

「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）が改正され、時間外勤務を命じることができる上限時間が原則月45時間・年360時間に設定された。

本学は「労働基準法」別表第1第12号に該当する機関（試験研究機関、学校等）であり、法定労働時間を超えて、又は休日に勤務させる場合は、「三六協定」が必要となる。

本学は県人事委員会が労働基準監督機関となることから、学長と職員側が結んだ協定は、人事委員会に届出するとともに、本学には技能職員が所属しており、その労働基準監督権がある労働基準監督署にも届出している。

本学の令和元年度時間外勤務時間は、管理職を除く教職員16人の1人当たり月平均が16.4時間であり、教員が11.9時間に対し、職員が20.9時間と職員の時間外勤務が多い（図16）。

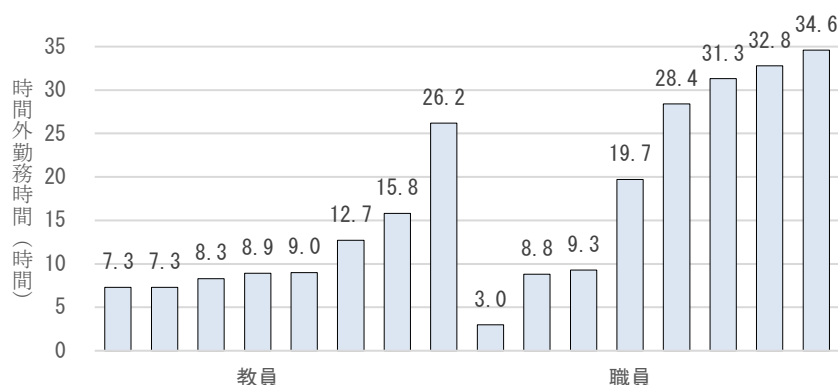


図 16 令和元年度教員・職員別時間外勤務時間（月平均）

課題

- 効率的な学校運営の実現及び教職員の健康管理や活力ある職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの観点などからも時間外勤務縮減の取組みを組織的に進めていく必要がある。

施策

① 時間外勤務の縮減

- ◎ 管理職による職員の勤務状況の把握、業務プロセスの改善、業務負担の平準化、組織の慣行、個人の意識の改革などにより真に必要な勤務を明確化し、不要不急な時間外勤務を削減する。
- ・ 学校経営、教育指導における適切な教職員配置要求を行う。

② 年次休暇の取得促進

年次休暇の取得は、職員の心身のリフレッシュや健康管理の観点から、更には、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な意味を有している。

「働き方改革関連法」（平成30年法律第71号）の成立により、労働基準法が改正され、令和2年から、年10日以上年次休暇が付与されている労働者に対して、年5日以上年次休暇を取得させることが使用者に義務付けられ、技能労務職員については県にこの義務規定が適用されている。

本学の令和元年年次休暇取得は教職員18人のうち、10日未満の者が教員で4人、職員で4人の計8人おり、まだ取得が少ない。平成元年の1人当たりの平均取得日数は年間10.8日である（図17）。

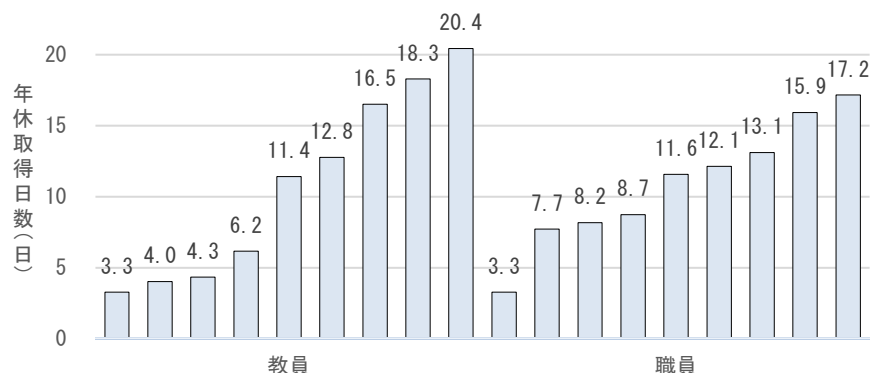


図17 令和元年教員・職員別年休取得実績

課題

- 特に、年次休暇取得が少ない、教職員については、年次休暇の計画的な取得について、積極的に働きかけを行う必要がある。

施策

② 年次休暇の取得促進

- ◎ 技能労務職員については、年5日以上年次休暇取得を計画的に行うよう管理職、所属する課の責任者が指導する。
- ◎ 年次休暇取得が困難な教職員が年次休暇を取得し易くするため、教職員間での業務分担を見直すとともに、担当教員の受け持つ授業を入れない曜日を定めるなど、授業の時間割を調整する。
 - ・ 教職員の心身のリフレッシュや健康管理、ワーク・ライフ・バランスの観点から、管理職が教職員に対して年次休暇の計画的な取得を積極的に働きかける。

(4) 予算執行の適正化と経費の縮減

令和元年度の支出実績は約2億500万円であり、人件費（雇員、非常勤講師含む）が約1億5,400万円で全体の75.1%である。その他の運営費等は5,100万円強で全体の24.9%となっている（図18）。

令和元年度の収入実績は約1,200万円であり、授業料及び入学金に係る使用料及び手数料が約810万円で全体の65.3%である。その他、生産物売払収入が約230万円で18.4%、寄附金が200万円で16.1%となっている（図19）。

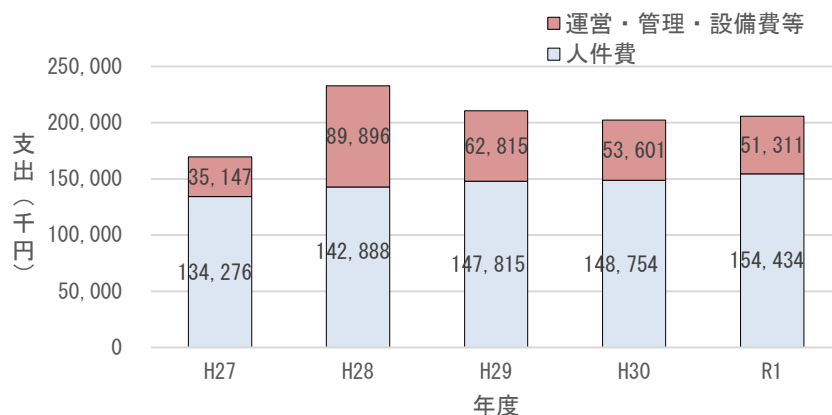


図18 年度別支出実績

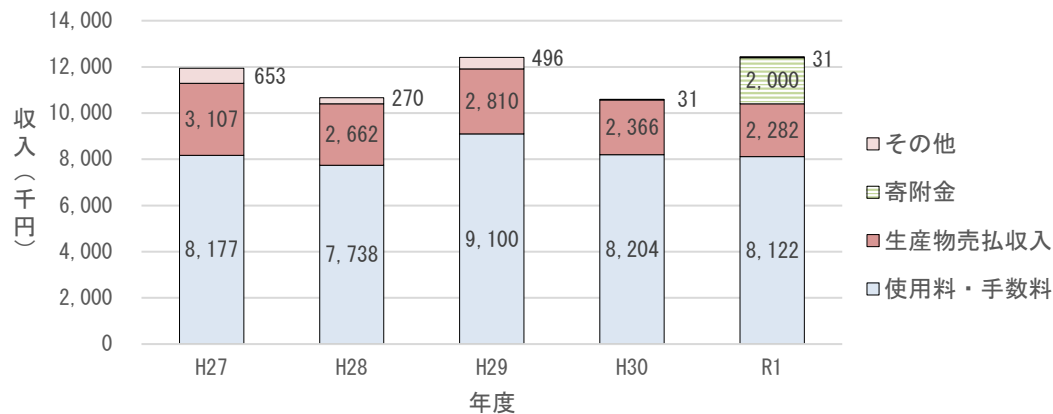


図 19 年度別収入実績

課題

- 学生の定員割れをなくすとともに、生産物売払収入、企業等からの寄附などによる財源の確保と予算執行の適正化及び経費の節減を行う必要がある。
- これまで、本学の収支等命令者※は農業大学校長であることから、本学と農業大学校の収入・支出を明確に区分する必要がある。
※収支等命令者：知事又は知事から委任を受けて予算の執行及びこれに関連する行為並びに物品の管理に関する行為を行う権限を有する者をいう。

施策

予算執行の適正化と経費の縮減

- ◎ 収入を確保するため、定員の確保や生産物の計画的な生産による生産物売払収入の確保、本学趣旨に賛同する企業等からの寄附金等を確保する。
- ・ 岐阜県会計規則等に基づき予算執行の適正化を図り、監査・会計指導の指摘事項ゼロを目指すとともに、全ての教職員が燃料費・光熱水費、コピー用紙の使用節減を図る。
- ・ 令和2年度から本学に設置された収支等命令者（学長（副学長専決））が、予算の執行や物品の管理等を適切に実施する。

(5) 市町村・企業との連携・協力協定締結による人材育成と地域貢献

市町村が実施する生涯学習や地域課題解決のための本学教員の講師派遣などのニーズにきめ細かく対応し、地域社会の発展と人材育成に寄与するため、本学は市町村と連携・協力協定を結んでいる。

令和元年11月に大野町、令和2年3月に関市、可児市、令和2年8月には各務原市と協定を締結している。具体的な本学の支援としては、教員が地区公園整備ワークショップへのアドバイザーとしての出席、花壇コンクール審査員としての派遣、自治会での花壇の植付・管理に係る講師派遣、市議会議場での本学学生による花飾りなどであり、市町村からの支援としては、本学授業での講師派遣や庁舎でのポスター掲示による本学のPR等である（表9）。

また、民間企業による本学学生への支援や、また相互の発展を目的とする民間企業との協定を結んでいる。

平成31年4月に株式会社岐阜造園、令和2年2月に株式会社ケーブルテレビ可児及び昭和造園土木株式会社と協定を結んでいる。

株式会社岐阜造園からは学生支援のための寄附金を5年間納付いただくとともに、株式会社ケーブルテレビ可児からは各種学内行事の取材・放映、昭和造園土木株式会社主催の技術研修会への教員や学生の参加等を進めている（表10）。

表9 市町村との連携・協力協定

市町名	協定締結日	目的	主な協定内容
大野町	令和元年 11月25日	地域社会の 発展と 人材育成に 寄与	共同調査・研究、人材の育成、花と緑のまちづくり及び地域文化の振興、講師の相互派遣、イベントへの参加
関市	令和2年 3月25日		共同調査・研究、人材の育成、環境の保全、景観まちづくり及び地域文化の振興、講師の相互派遣
可児市	令和2年 3月30日		花と緑のまちづくり、地域の振興、人材の育成
各務原市	令和2年 8月3日		共同調査・研究、人材の育成、地域産業の振興、花と緑のまちづくり及び地域文化の振興

表10 企業との連携・協力協定

企業名	協定締結日	目的	主な協定内容
株式会社岐阜造園	平成31年 4月17日	本学学生 への支援	本学学生が専門的かつ総合的な知識及び技術を修得するために必要となる費用を支援
株式会社ケーブルテレビ可児	令和2年 2月7日	相互発展	花と緑に関する情報発信、人材の育成、催事への相互参加
昭和造園土木株式会社	令和2年 2月28日		花と緑の産業に携わる人材育成、共同調査・研究

課題

- 協定に係る事業については、新型コロナウイルス感染症への対策により、中止となったものもあることから、今後は、具体的な実績をあげるとともに、新たな市町村や企業等との連携・協力協定を締結し、さらなる人材育成と地域貢献を推進していく必要がある。
- 造園会社については就職先としての連携なども行っていく必要がある。

施策

市町村・企業との連携・協力協定締結による人材育成と地域貢献

- ◎ 連携・協力協定を締結した市町村に対し、公園整備や市町村の生涯学習講座において、本学教員を講師として派遣する。また、市町村の産業振興、環境保全、景観まちづくり、地域文化振興などの地域課題に係る助言を行う。
- ◎ 連携・協力協定を締結した市町村、企業において奨学金制度の創設や寄附金による学生支援を推進する。
 - ・ 本学学生が市町村議会の議場での花飾りや企業社屋(事務所)の屋内装飾等を実施する。
 - ・ 連携・協力協定を締結した市町村の職員が、本学でまちづくり、防災、福祉、環境等の講義を実施するとともに、市町村庁舎での本学ポスターの掲示、パンフレットの設置などを行う。
- ◎ 連携・協力協定を締結した企業については、本学学生の職場体験実習（インターンシップ）や就職先としてのネットワークを構築する。また、新商品の開発等の研究を連携して行う。
- ◎ 新たに連携を希望する市町村や本学を支援いただける企業と連携可能な具体的な事業を調整し、協定締結を行い、生涯学習や学生支援を実施する。

(6) 各種審議会等委員への参画による地域貢献

本学における教員は、「花き生産」、「花き装飾」、「造園緑化」に関わる実務経験者であり、市町村の各種審議会等に積極的に参画している（表 11）。

都市公園、景観、風景づくりなどの各種審議会委員やアドバイザー、基本計画策定委員、大学非常勤講師、各種団体が実施する講座の講師など様々な形で社会や地域貢献を行っている。

表 11 本学教員が委員となっている各種審議会等（市町村のみ）＜令和 2 年 4 月現在＞

県名	市名	審議会等名
岐阜県	岐阜市	岐阜市農林部指定管理者選定委員会
	各務原市	各務原市景観審議会
		各務原市緑審議会
	多治見市	多治見市風景づくりアドバイザー
愛知県	岡崎市	緑の基本計画策定委員会
		岡崎中央総合公園指定管理者候補者選定委員会
静岡県	静岡市	静岡市都市公園審議会
	沼津市	第 2 次沼津市緑の基本計画策定委員会

課題

- 積極的な対応を行うためには、教員自らも自己評価を行い、必要な知識・技術を修得し、選ばれる教員になる必要がある。
- また、各種審議会等委員への就任要望は、造園緑化コースに係る教員がほとんどであり、他の専攻コースの教員についても地域貢献を行っていく必要がある。

施策

各種審議会等委員への参画による地域貢献

- ◎ 本学ホームページ教員ブログ等において各教員の地域貢献等に係る実績について積極的に発信する。

5 学校評価による組織的・継続的な改善

専修学校の学校評価については、平成19年の学校教育法等の改正により、「自己評価」及び「学校関係者評価」の実施・結果の公表に関する努力義務が課されたところである。

本学においては平成28年2月に「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」を制定し、自己評価、学校関係者評価を平成27年度の学校運営等から実施し、ホームページで公表している。

■学校評価の概要

(1) 経緯

専修学校の学校評価については、平成19年に学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び学校関係者評価の実施・結果の公表に関する義務が課された。また、平成25年3月には文部科学省から専修学校全体の質保証・向上を目指した「専修学校における学校評価ガイドライン」が出されたところである。

これらを受け、本学では、教育水準の一層の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育的活動等の自己評価及び学校関係者による評価を「国際園芸アカデミー学則」第2条及び「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」に基づき毎年度実施し、報告書をホームページで公表している。

(2) 学校評価の目的

実践的な職業教育等を目的とした自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。

自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専修学校との連携協力による特色ある専修学校づくりを進める。

(3) 学校評価により期待される効果 ※「専修学校における学校評価ガイドライン」

- 専修学校の教育活動そのものの質の向上、学校運営の改善・強化
- 学校の現状と課題を把握し、関係業界等との共通理解や信頼関係を深め、相互の連携・協働を促進
- 産業構造の変化に対応した社会人の学び直し機会の充実、グローバル化に対応した専門人材の育成など、社会に貢献する職業教育機関として発展
- 学生の就業先となる関係業界等との密接な連携を図りつつ、教育内容・方法を改善・充実

(4) 評価及び評価項目

本学での学校評価は、「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」に基づく、「自己評価」及び教育関係者、業界関係者、学識経験者、在校生の保護者、卒業生等で構成する学校関係者評価委員による「学校関係者評価」を実施する。

自己評価は、毎年度、当該年度の教育活動その他学校運営の状況について、教職員自ら当該年度内に評価を行う。学校関係者評価は自己評価の結果について評価する。令和元年度は学校関係者評価委員会を7月に開催し、9月に報告書をホームページで公表している。

評価項目は「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき「教育理念・目的・人材育成像」、「学校運営」、「教育活動」、「学修成果」、「学生支援」、「教育環境」、「学生の受入れ募集」、「財務」、「法令等の遵守」、「社会貢献・地域貢献」、「国際交流」の11項目としている。

(5) 評価結果

直近の学校関係者評価では、令和元年度評価の「国際交流」において、留学生の受け入れ・派遣について特段の戦略がないこと、本学における学習成果の国外に向けた情報発信ができていないことから「やや不適切」の評価を受けたが、それ以外の項目では「適切」、「ほぼ適切」とされたところである(表12)。

表12 評価項目と学校関係者評価

項 目		学校関係者評価＜実績年度＞				
		H27	H28	H29	H30	R1
1	教育理念・目的・人材育成像	4	4	4	4	3
2	学校運営	4	4	4	4	4
3	教育活動	3	3	4	4	4
4	学修成果	3	4	4	4	3
5	学生支援	4	4	4	4	3
6	教育環境	—	4	4	4	3
7	学生の受入れ募集	4	4	4	4	3
8	財務	—	—	—	—	4
9	法令等の遵守	—	4	4	4	4
10	社会貢献・地域貢献	—	4	4	3	3
11	国際交流	3	4	4	3	2

※評価値：適切・・・4、ほぼ適切・・・3、やや不適切・・・2、不適切・・・1

[学校評価に関する関連法令]

■学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

※これらの規定は学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等で専修学校にそれぞれ準用する。

課題

- 今後も、適切に評価を実施・公表し、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図るとともに説明責任を果たし、関係者等からの理解と参画を得て特色ある学校づくりを引き続き進める必要がある。また、県の農政部主管課、主務課と連携し、予算の確保や運営体制の強化等に努めていく必要がある。
- 評価項目は、「専修学校における学校評価ガイドライン」（文部科学省 平成 25 年 3 月）に基づいているが、社会情勢の変化等を踏まえ見直す必要がある。

施策

学校評価による組織的・継続的な改善

- ◎ 学校教育法、「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」に基づき毎年度、適切な時期に自己評価及び学校関係者評価を行う。
- ◎ 評価項目は、ICT化や新型コロナウイルス感染症対策など社会情勢の変化や学校関係者評価委員会委員の意見を踏まえ見直すこととする。
- ◎ 学校関係者評価委員会など、外部委員を含む委員会等は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、オンライン会議ソフトによるオンラインでの開催環境を整える。
- ◎ 自己評価は自己評価報告書を作成し、ホームページで公表する。自己評価報告書は学校関係者評価委員会で評価いただき、学校関係者評価報告書を作成し、ホームページで公表する。また、報告書は本学管理者（県農政部長）に報告する。

VII 目標指標

(1) 計画期間（5年間）の目標指標

基本目標（目指す姿）を達成するため、運営方針毎に設定した目標指標については、運営計画に基づく学校運営の進行管理の中で、毎年、「国際園芸アカデミー学校関係者評価委員会」において評価をいただき、「学校関係者評価報告書」としてホームページで公表し、更なる組織的・継続的な改善を行っていく。

目 標 指 標	現状値 (基準 令和元年度)	目標値 (令和 6 年度)
1 実践技術を身に付けた人材の育成		
●オープンキャンパス、学校見学会の開催 日数	11 日間	毎年度 14 日間以上
●資格取得に係る合格率 造園：2 級造園技能士実技 装飾：2 級フラワー装飾技能士実技	造園 86% 装飾 100%	毎年度 造園 100% 毎年度 装飾 100%
●学生の授業アンケート結果「やや不満足」、 「不満足」の授業数	16 授業	0 授業
●就職希望者の就職率	毎年度 100%	
2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進		
●生涯学習講座開催数	平成 27 年度から 令和元年度の 5 年間 計 33 講座	令和 2 年度から 令和 6 年度の 5 年間 計 40 講座
●社会人教育（実務者向け）講座開催数	平成 27 年度から 令和元年度の 5 年間 計 9 講座	令和 2 年度から 令和 6 年度の 5 年間 計 25 講座
●受講者アンケート結果 「十分満足」、「満足」の満足度	平成 27 年度から 令和元年度の 5 年間 平均 84.7%	90%以上
3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実		
●オンライン授業等が実施できる環境整備	未整備	Wi-Fi 環境整備、タ ブレット端末購入・ 配布、授業制作・配 信など本格運用中
●ドライミスト整備温室数	0 温室	令和 2 年度から 令和 5 年度の 4 年間 計 8 温室整備
●学生アンケートにより要望のあった学習 環境整備の対応数	毎年度 1 つ以上の整備	
4 時代のニーズにあった学校運営の推進		
●市町村、企業との連携・協力協定締結数	6 協定	11 協定
●連携・協力協定締結先との取組数	令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間 延べ 200 取組	
●業界と連携した新商品等の研究開発に係る 取組数	令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間 延べ 15 取組	
5 学校評価による組織的・継続的な改善		
●学校関係者評価委員会の適切な開催と公表	7 月開催、9 月公表	4 月開催、5 月公表
●学校関係者評価での評価値	平均評価値 3.27	平均評価値 3.8

(2) 毎年度設定する所属目標

教職員一同が目標達成するための施策を推進するため、学校関係者評価委員会による評価や教育課程編成委員会委員の意見等を踏まえ、運営計画や毎年度の「農政部の基本方針」に基づき、毎年度末に次年度の具体的な所属目標を「岐阜県立国際園芸アカデミー学校運営会議」で決定し、教職員一同が目標達成するための施策を推進する。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議